

参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午前
十時三十一分開会

委員の異動

三月十二日委員成田一郎君辞任につき、その補欠として吉田萬次君を議長において指名した。
本日委員吉田萬次君辞任につき、その補欠として郡祐一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 大沢 雄一君
小柳 牧衛君
加瀬 完君
久保 等君

委員

伊能 芳雄君
西郷吉之助君
佐野 廣君
館 哲二君
本多 市郎君
松岡 平市君
鈴木 壽君
中田 吉雄君
成瀬 幡治君
白木義一郎君

政府委員

警察庁長官 石井 榮三君
官官房長 坂井 時忠君
警察庁刑事部長 中川 董治君
警察庁警備部長 山口 喜雄君
自治庁税務局長 奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 福永手一郎君
会専門員

説明員

労働省労働基
準局監督課長 鈴木 健二君

本日の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、予備審査)

○警察法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) これより委員
会を開きます。

まず、委員の異動について報告いた
します。

昨十二日、成田一郎君が辞任されま
して、吉田萬次君が補欠選任されまし
たが、さらに本日、吉田君が辞任され
まして、郡祐一君が補欠選任されまし
た。

以上、御報告いたします。

○委員長(小林武治君) 本日は、まず、
地方税法の一部を改正する法律案(予
備審査)を議題に供します。

政府委員の詳細説明を聴取いたしま
す。

○政府委員(奥野誠亮君) お手元にお
配りしてあります地方税法の一部を改
正する法律案の条項に従って御説明申
上げたいと思います。

一 ページのまん中ごろの「軽自動車
税」は、「自転車荷車税」という言葉を
こゝ改めているわけでございます。

その次の第二十三条第一号の規定を
改めましたのは、府県民税について用

いられております所得税額、あるいは
法人税額の定義規定であります。今ま
で所得税法の規定によつて納付すべき
所得税額を言うんだと書き放しておつ
たわけでありましたが、所得税額算定に
つきましての規定は、所得税法だけでは
なしに、租税特別措置法その他関係法
規に分散規定されておりますので、そ
れらの規定も含みにおきまして、一ペー
ジの終りから三行目の下に書いてあ
りますように、「所得税法その他の所
得税に関する法令の規定によつて納付
すべき所得税額をいう。」こゝ改めた
わけでありました。

なお二ページの一行目に書いてござ
います「租税特別措置法第四十一条の
第三項の規定によつて控除された所
得税額を含むもの」といたしますのは、
所得税につきまして貯蓄減税が行われ
ようとしておるわけでございますけれ
ども、その減税の影響は住民税の方に
は及ぼさないという意味におきまし
て、控除された所得税額を加えた所得
税額、これを住民税の場合には課税標
準としようとする意味でございます。

は、災害その他特別な事由があります
場合には、承認を受けまして申告期限
を遅らせることができます。その場合
には決算確定が遅れますので、遅れた
決算が確定した日から二十日以内と、
こゝ書いてあるわけでありましたが、そ
ういたしますと、そういう法人が決算
をいつまでも延ばしておる限りは、申
告をしないでもよろしいということに
なりますので、これを、その指定した
日までに改めようとしておるわけでご
ざいます。

終りから三行目の「第四百五十五条第
一項中「自動車」の下に「軽自動車税の
課税客体である自動車その他政令で定
める自動車を除く。」、こゝ入れよう
としたしておりますのは、現在、自動
車税を課されております軽自動車と二
輪の小型自動車に對します課税を市
町村に委譲いたしますために、自動車
税の課税客体であります自動車のうち
から、こゝいうカッコ書きのものを除
いて行わなければならなくなつたわ
けであります。「その他政令で定める
自動車」と言いますのは、広く自動車
と呼ばれておりますうちで、特殊自動
車、いわゆるキャブを有する自動
車でありますとか、ロード・ローラー
でありますとか、通常道路の運行の用
に供することを本来の目的にしている
ものではない自動車であります。こゝ
いうものは自動車税の客体にするより
も、むしろ固定資産税の償却資産とし
て扱つた方が筋が通るようによゝ考えられ
ますし、また従来もそゝいう扱いをし

ておりましたので、その点を明確にす
るためにこの規定をおきたい、かよう
に考へておるわけでありました。

三ページの四行目、第二百九十二条
第一号の規定を改めますのは、府県民
税について申し上げましたと同じよう
に、所得税額や法人税額についての定
義規定を改めようとしているわけであ
ります。それから七行目のところで
「給与所得」の下に「(同条第二項にお
いて給与所得とみなされるものを含
む。)」と、こゝいたしますのは、共済
組合法その他によつて支給されます年
金等で、所得税の場合に給与所得とみ
なされておりますものは、やはり住民
税の場合にも給与所得とみなしまし
て、関連する規定の適用を受けるよう
にいたしたい、かように考へているわ
けであります。それ以下の規定は、や
はり定義規定の改正で、府県民税の場
合に申し上げましたのと同じでござい
ます。

四ページへ参りまして、遺族年金の
下に恩給法の関連の規定を加えており
ます。これは住民税において、寡婦に
ついては特別な恩恵を与えておるわけ
であります。その寡婦は、単に未亡人
だけではないに、扶養親族を有してお
る未亡人に限つておるわけでありま
す。しかしながら、遺族年金を受けて
いるような者でありますと、扶養親族
がございせんでも、寡婦としての恩
典を与えておるわけでありました。そ
の中に恩給法の規定の改正が行われま
して、これと同じような扱いをすべき

のも恩給法の適用を受けるようになつて参つておりますので、その部分だけをこれに加えておきまして、恩給法の規定によりまして、遺族年金に準ずるようなものを受けておきます未亡人につきましては、扶養親族がございせんども、寡婦としての恩典を与えるようにしたいという趣旨でございます。

その次以下は、やはり所得税額とか、法人税額とかいうことについての定義規定の改正でございますので、省略させていただきます。

五ページへ参りまして、一行目の「第三百四十一條第四号ただし書中「自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車」を「軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車」に改めますのは、土地、家屋及び償却資産に対して固定資産税が課されます。その償却資産は事業用の物件を総称して言うておるわけでございますので、自転車や荷車に対しまして、固定資産税的な性格も合わせまして自転車荷車税が課されますから、二重課税を排除する意味において、自転車、荷車を償却資産の中から除いておるわけでありまして、ところが、これが廃止されまして軽自動車税がかかるので、その規定をこのように改めたいわけでありまして、その結果、事業用の自転車、荷車を持つております場合には、固定資産税の課税客体であります償却資産の価額を申告します場合、自転車や荷車のうちで、事業用のものはその中に含めなければならぬと、こういうことになるわけでありまして、もとより現在の自転車荷車税でありますと、自転車荷車税であります

限り、それだけを取り出して個別の物件課税が行われておるわけでありまして、しかしながら、固定資産税ということになりますと、事業用のものは課税客体になりません。事業用のものである場合に限り償却資産の価額に含められるわけでありまして、しかし、自転車や荷車を若干持つておるからといって、償却資産に対する固定資産税課税が行われるといけませんので、土地や家屋の場合とは異にいたしまして、免税点を特に十万円に上げておるわけでありまして、従いまして、こういう規定の改正が行われまして、直ちに固定資産税が課されるようになるといふようなものは、日本通運その他の大きな運送会社が自転車や荷車を多数持つておる、こういうような場合に限られるだろうと、こう思つております。また、個人の商店が事業の用に使つておる、家事の用に使つておる、こういうような場合には、家事に使われておる点に着目しまして、償却資産の価額の中に含まれることを要する措置は避けたい。そういう点につきましては、はっきりした指導を強く市町村に行なうて行きたい、かように考えておるわけでありまして、しかし、こういうようなことになりましたので、若干やはり課税になつてくるものもあり得るわけでありまして、もとより課税したいわけではございませんで、固定資産税の性格上、全くやむを得ない改正になるわけでありまして、自転車荷車税の廃止によりまして平年度の減収額が五十億圓、このような改正におきまして、増収になります部分が五千円ぐらゐあるのじゃないだろうかというふうに考えております。なお、

こう改正いたしますと、今年の一月一日現在で申告いたしました償却資産の価格に追加申告しなければならぬことになつて参ります。そういうことは非常に混雑することでもございまして、この規定によりまして申告は、三十四年度からよろしい、従いまして、三十三年度に關します限りは、自転車荷車税はございせんし、大きな運送会社の持つておる自転車や荷車でありまして、固定資産税が課されない、こういうことになるわけでありまして、それから第三百四十九條の改正規定、「存続する市町村」の下に「及び新市町村建設促進法」を加えようとしております。これは、これらの新市町村につきましては、地方交付税の額につきまして、合併前の個別の市町村について計算した額を合算した方が、新市町村一本で計算した場合よりも多い場合がございまして、そういう場合には、個別に計算して合算した額を新市町村に地方交付税として与えられる、こういう一種の恩典規定を置いておるわけでございます。そうしますと、大規模償却資産に対しまして市町村の固定資産税の課税限度額を計算する場合に、個別の市町村の基準財政需要額を合算した場合と、新市町村一本で基準財政需要額を計算した場合と、どちらが多くなるか。ときによつて実は違ふわけでございますので、そういう場合には、新市町村一本で計算をするが、個別の市町村の基準財政需要額を合算した方が多い場合には、それによれるようにいたしまして、市町村の課税限度額を有利に定めたいと、かように考えているわけでありまして、

その次は第三百六十四條第三項の規定の改正でございますが、「範囲内」といふのを、「当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内」において「徴収することができ。」を「それぞれの納期において徴収することができ。」に改めようとするのであります。これは評価を府県知事や自治庁長官がいたしますもの、そういうものについて申告がなされたりいたしまして、額の市町村への通知がなされること、徴収いたします。そういう場合には、便宜、前年度の課税標準の基礎になつた価額で、かりに課税しておけるといふ規定を置いておるわけでありまして、その規定を少し正確に書くようにしたいといふことで、納期の数で除して得た額の範囲内」で、それぞれの納期にかりに徴収して置くことができるのだ、こういうふうに改めようとするわけでありまして、本質的に変わるわけではございませんで、多少字句の上に疑義がございまして、正確な表現にしておきたいといふことで、この規定を改めようとしておるわけでありまして、次に第三百六十四條の二の規定、これも今申し上げましたのと同じことと改めまして、前年度の額を基礎として、かりに課税しておきます場合には、もとより違法な処置であります場合に、かりの徴収でありまして異議の申し立てはできるわけでありまして、しかしながら、かりの徴収権を市町村長に認めておるわけでございますので、そのかりの徴収額について市町村長に異議のあります場合には、やはり価額を修正してもらつて、修正の中出権であらう、こう考えられますので、これも本来の性格に改めまして、この

ような改正をしておきたい、こう考えているわけでございます。これも本質的な改正ではございせんので、若干規定を整備したといふことでございまして、次に第四百四十二條で、軽自動車税の問題でございます。軽自動車税につきまして、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車についての定義を書いておきます。いずれも道路運送車両法において呼ばれております言葉を、そのままここで使つていたしたわけでございます。第四百四十二條の二、「軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車に對し、主たる定置場所の市町村において、その所有者に課する。」、軽自動車等の充實があつた場合において充主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、当該軽自動車等は、充主及び買主の共有物とみなす。」「軽自動車等の所有者が次条第一項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、第一項の規定にかかわらず、その使用者に對して、軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。」「いずれも自動車税について示されておりました方式を、そのまま軽自動車税についても援用して行きたいという趣旨で、同じ規定をここに置いておるわけでございます。次に、軽自動車税の標準税率であります、この標準税率も現在の自転車荷車税に準じ、軽自動車税の税率をそのままで持つてきておるわけでございます。何ら改正は加えられておりません。

十ページの終りから四行目のところの、「前項各号の税率は、その税率を標準として当該各号に掲げる軽自動車等の種類によって更に区分することが出来る。」これも自動車税について用いられております表現を、そのまま軽自動車税についても置いておくわけでございます。

第四百四十五条は、「軽自動車税の賦課期日は、四月一日とする。」これも軽自動車税の場合と同じ扱いにいたしてあるわけでありまして、二項で、「軽自動車税の納期は、四月中において、当該市町村の条例で定める。」というようにおきまして、軽自動車の方の把握を全市町村が一斉に行うことによつて的確にやらせるようにいたしておきたい、かように考えているわけでございます。

第四百四十五条の二の規定は、これもやはり自動車税についてとっておりまして、そのまゝ軽自動車税につきましても、そのまゝとされているわけでございます。要するに、軽自動車は完全な月割計算をするのだという趣旨でございます。自動車税取得いたしました、翌月から軽自動車税が課される。軽自動車を売り払つてしまつたと、その翌月から軽自動車税はかからない。納めたものがあると還付してもらへる、こういう精神で規定を置いてあるわけでありまして、第三項で、「第一項の賦課期日後に納税義務が消滅した場合においては、当該納税義務が消滅した者は、当該納税義務が消滅した日から三十日以内に、その旨を市町村長に申告しなければならぬ。」税金を還付しなければならぬので、やはり申告をしてもらいませんと手続がと

れないわけでございます。そこで還付加算金をつける場合の式は第四項で、この申告を受けた日から十日を経過した日から納入があったものとして計算をするのだ、そういう趣旨で書いてあるわけでありまして、すなわち「第一項の賦課期日後に納税義務が消滅した場合において、当該納税義務が消滅した者からすでに徴収した軽自動車税額が第二項の規定によつて課することが出来る軽自動車税額をこえるため当該こえる部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金をその者に還付するとき、前項の規定による申告があった日から起算して十日を経過した日に当然還付すべき税額及びこれに係る地方団体の徴収金の納付があつたものとみなして、第十八条第一項の規定を適用する。」第十八条第一項の規定を適用するのは、還付加算金の規定でございます。その次はすつと、軽自動車税に名前が変りました関係からの修正部分ばかりでございます。

十四ページへ行きまして、まん中ごろに、「第四百六十五条中「百分の九」を「百分の十一」に改める。」と書いてございまして、これは市町村たばこ消費税の税率の改正規定でございます。自転車荷車税の減収に見合ひまして、たばこ消費税の税率がこのように引き上げられるわけでございます。この部分は、四月に売り渡されたたばこから適用されます。四月中に売り渡されたたばこについてのたばこ消費税は、五月に納入されるわけでございます。で、三十三年度に関する限りは十一月分、こういうことになるわけでございます。

第四百八十九条の改正規定は、電気

ガス税の非課税範囲を拡張しようとしていゝものでございまして、ジルコニウム地金を加えようとする次第であります。これは原子炉の炉台に用いられる地金でございます。

二十二の二に書いておりますのは、いわゆる石油化学と称されるものの製品でございます。

第四百八十九条第一項第二十三号の改正規定は、いわゆる合成繊維と云はれていゝものの製品でございます。いづれも三十二年中に製造を開始した新規製品にかかるとございまして、原価の中に占めます電気料金との割合がいずれも五割をこえていゝもののはかりでございます。従来からも基礎資材に属するものであつて、新規製品であれば、原価の中に占める電気料金の割合の高いものについては、やはり非課税範囲の中に加へることとしてきていゝわけでございます。今回も従来の方針に従ひまして、これだけのものを追加しようとしていゝわけでありまして、

「第五百五十二条第一項中「百分の四」を「百分の二」に、「百分の五」を「百分の三」に改める。」のは、木材引取税の標準税率ないし制限税率を二割に引き下げようとしていゝわけでありまして、木材引取税につきまして、いろいろ問題がございまして、現在徴収されております税額を用途にして課税の適正化をはかれば、どの程度の税率でやつて行けるかというところから検討を加へた末に、このような税率に改めようとしていゝわけでございます。

その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいゝ。以下同じが軽油及び揮発油以外の炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合においては、この消費もカック書きにいたしておりますように、「(当該自動車は道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)」というように限つておるのであります。従ひまして、農耕作業等に使用した場合においては、「当該炭化水素油の消費は課税はいたしません。こういう場合においては、当該炭化水素油の消費に對し、消費量を課税標準として、当該自動車の主たる定置場所所在の道府県において、当該自動車の保有者に課す。」というようにしてございまして、

現在、揮発油に對しましては揮発油税、軽油に對しましては、軽油引取税が課されておりました。その結果、揮発油と軽油の中間に位置します灯油を使って自動車の燃料に充てて、そうして課税を免れようとする傾向が若干出てきて参つておるのであります。私たちの推定では大体二万キロメートルぐらゐ、これらの課税からのがれて自動車の燃料に油が使われているのじやなからうかと、こういう推定をいたしておりました。その結果は、エンジンもいたみまして、他の自動車との間におきまして負担の均衡を乱すことになつておるわけでありまして、そこで、こういうような、無理なすれば使へるような灯油に属するようなものは、これにも課税する、その場合には軽油の規格を若干広げればいゝわけでありまして、

広げますと、そのかわりに、現に工場等において使われております自動車用でもない油にも課税することになつて

しまひますので、規格を広げることはいたしませんで、そのかわり使つた分は使つた者が軽油引取税を申告納付しなければならぬ、こういう規定に改めたのであります。さしあたり若干の増収があるわけでありまして、増収を目途にしていゝわけではございませんで、無理な油の使い方はやめてもらへないだらうか、やはり本来課税される軽油を使つてもええないだらうか、こういうように考えておるわけでありまして、この税金納付の手続が十六ページの終りから一行目のところに書いてあるものであります。第七百条の三第二項の自動車の保有者については、毎月十五日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準額、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該消費に係る自動車の主たる定置場所所在の道府県知事に提出すること。」といたしまして、前一月分を翌月に納入して行く、こうしようとしていゝのであります。

「第七百条の四十九第一項中「都道府県の下に」を「当該指定府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総理府令で定めるものを除く。」を加へる。」こうありますのは、府県が徴収したたばこ消費税を、五大市の区域に關しますものは五大市に交付することにいたしてあります。その場合に道路の面積で按分するのでありますが、その道路の面積の中に、当該府県や市が経費を全然負担してないようなものを入れることは適当でございませんで、正確を期する意味において、そういう道路は除いておきたい、こういう意味の改正でございます。

附則に参りまして、「この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。」

ただし、軽油引取税に関する改正規定は昭和三十三年五月一日から、電気ガス税及び木材引取税に関する改正規定は昭和三十三年七月一日から施行する。」と規定しております。これはいづれも若干、周知徹底をはからなければなりませんし、準備も要しますので、このように施行をずらして置くかと考えておるわけでありませう。

第二項で、「この法律による改正後の地方税法の規定は、この附則において特別の定めがあるものを除くほか、昭和三十三年度分の地方税から適用する。」第三項で、「昭和三十三年一月一日現在において自転車荷車税の課税客体であった自転車（原動機付自転車を除く）及び荷車については、昭和三十三年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。」要するに昭和三十三年度分だけは申告も要らない。固定資産税も課さぬ、こういう趣旨でございます。

「4 新法第四百六十五条の規定は、これは要するに市町村たばこ消費税の規定であります。昭和三十三年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお従前の例による。」従いまして、増収分は、ことしは十一カ月分だけだということでありませう。あとは、従来からの改正の例になる規定であります。

七項の規定は、国庫出納金等端数計算法が「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」とあるのを、国庫

出納金等端数計算法」と改められることにより改正でございます。

8 項の道路運送車両法の規定の改正は、自動車税が自動車税と軽自動車税と二つに分れますので、それに伴います修正でございます。

9 項と10 項は、日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約に基づきます関係の法律、あるいは国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴います法律におきまして、自動車税が自動車税と軽自動車税とに分れます関係から、その修正をして置く必要がある、全く形式的な改正でございます。

以上でございます。

○委員長(小林武治君) 本案に対する質疑は他日に譲ります。

○委員長(小林武治君) 次に、警察法等の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案に対する趣旨説明、逐条説明はすでに聴取しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

○西郷吉之助君 この警察法の改正案に関連して、今回の改正案の中に交通関係も入りますので、まず、交通関係について長官に伺います。最近交通事故も、資料によりますと非常に増加してきておりますし、また、現在タクシの問題で相当世論の注目を浴びておるわけですね。もちろん交通規則を守らぬために事故が頻発するわけですね。けれども、一面私が伺いたいのは、現在、警察の人員は十二万数千名おるわけですが、東京、大阪とかを例にとりまして、だんだん人口もふえてきま

すけれども、その中で交通専門に当たっているいわゆる交通警察官といいますが、こういう人々については、現在の定員の中で、たとえば東京ではどのくらいのパーセンテージの人員が交通関係に充てられているのか。現在でも、かなりそういう点に力を入れておられると思うけれども、やはり警察として、その取締りの方面でも少し人員を増加したりすれば、現在の激増しつつある交通事故というものは防ぎ得るのではないかとお考えなされるので、その点をお伺いいたします。

○政府委員(石井榮三君) ただいまお話の通り、最近、交通事故が逐年増加いたしておるのでございまして、この問題に対しましては、私も深い関心を持っておるのでございまして、交通事故防止は、ただ単に警察の取締りのみでは、この問題を解決することはできないのでございまして。政府におきましては、この点に留意いたしまして、さきに内閣に交通事故防止対策本部を設けて、関係各省庁の者が相集まりまして、交通事故防止のための総合的施策を推進するように努めておるのでございまして。私も警察としていたしましては、警察取締りの方面におきまして最善を尽して、この交通事故の防止のために努力を払って参りたい、かように考えて鋭意努力をいたしておるのでございまして。ただいまお尋ねの、全国で交通警察に専従している警察官がどの程度あるかというお尋ねでございますが、現在、全国で交通警察に従事いたしております専従員は約八千四百名でございます。これは総定員の約六・七%に当るかと思います。なお、特に御指摘になりました東京都におきま

しては、警視庁におきましては約千二百名の警察官が交通に専従いたしておるのであります。最近の交通事故の激増に対処しましては、この程度の警察官で十分であるかどうかという点は確かに問題でございます。私も、この点につきましては十分検討を加えまして、今後この交通事故の激増に対処するために、一、その警察の内部の配置等につきましても適正なる措置をとって参りたい、かように考えておる次第でございます。

○西郷吉之助君 なお、それに関連いたしますが、交通事故もふえて参るけれども、その他の面においても治安を害する凶悪な犯罪がやはり激増なで、むしろ人口の増加に伴って、大都会においては、ふえておるような傾向にあるんじゃないかというのを心配するのですが、東京の例をとっても、前回の国勢調査では、かなりふえて参りましたが、現在の総定員の十二万数千名、たとえば東京で言えば二十四千名ですが、警視庁の管下の警官がおるわけですが、一面、東京の人口がふえると同時に、東京の各区の地域が非常に広いために、私も、しろうと目で見ても非常に警官が手不足ではないか。パトロールを、歩行で、また自動車でもやっておられますけれども、今回の予算で多少パトロール・カーもふえるようでありませうけれども、たとえば大都会の東京を例にとっても、巡回視察しても、実動四、五十台が常時動いておるとい程度でございませうから、この一つの大きな区でも、大きな人口を持っておるところでは、それでは非常に不十分ではないかと思ひますが、やはり警官の定員だけ

でなく、機動力を持たせ、施設を強化するといふ点ももちろん重要でございませうが、現在の東京の例をとつても、治安が非常に悪いけれども、交番等はむしろ前より減つておるんじゃないか。これはやはり警官の定員からくる結果だと思ひますが、国民の中に、凶悪な犯罪の激増に伴つて、もう少し旧市内でなく新市内等には交番等も増設してもらいたいという声も相当強いんじゃないかと思ひますが、果して人口増加に伴う今の警官の定員というものが、そういう面を考えたときに、このままでいいのかどうか、今の定員で、たとえば新市内の交番等をどのくらいふやし得るのか、パトロール・カーがありませうけれども、やはり国民としては、いろいろな治安関係から、交番があるということが一番便利だと思ひますが、そういう声が非常に強いように私は思ひますが、果して現在の定員をもつてして、十分にそれに対処し得るのかどうかという点を伺ひます。

○政府委員(石井榮三君) 警察官の定員が現下の情勢で適當であるかどうかというお尋ねであると思ひますが、現在の警察官を人口比率で見ますと、三十一年度のこれは統計でございますが、全国人口七百五十九人に對して警察官が一人という、こういう割合になつております。これは終戦の年、昭和二十年の當時におきまして、人口七百六十七人に対して警察官一人であつたのに比しますと、それだけでは警察官の負担が重くなつたとは言えない、こういうことに相なつておるのでございませう。警察官の定員は、ひとり人口のみによるべきものでないこと

でなく、機動力を持たせ、施設を強化するといふ点ももちろん重要でございませうが、現在の東京の例をとつても、治安が非常に悪いけれども、交番等はむしろ前より減つておるんじゃないか。これはやはり警官の定員からくる結果だと思ひますが、国民の中に、凶悪な犯罪の激増に伴つて、もう少し旧市内でなく新市内等には交番等も増設してもらいたいという声も相当強いんじゃないかと思ひますが、果して人口増加に伴う今の警官の定員というものが、そういう面を考えたときに、このままでいいのかどうか、今の定員で、たとえば新市内の交番等をどのくらいふやし得るのか、パトロール・カーがありませうけれども、やはり国民としては、いろいろな治安関係から、交番があるということが一番便利だと思ひますが、そういう声が非常に強いように私は思ひますが、果して現在の定員をもつてして、十分にそれに対処し得るのかどうかという点を伺ひます。

○政府委員(石井榮三君) 警察官の定員が現下の情勢で適當であるかどうかというお尋ねであると思ひますが、現在の警察官を人口比率で見ますと、三十一年度のこれは統計でございますが、全国人口七百五十九人に對して警察官が一人という、こういう割合になつております。これは終戦の年、昭和二十年の當時におきまして、人口七百六十七人に対して警察官一人であつたのに比しますと、それだけでは警察官の負担が重くなつたとは言えない、こういうことに相なつておるのでございませう。警察官の定員は、ひとり人口のみによるべきものでないこと

でなく、機動力を持たせ、施設を強化するといふ点ももちろん重要でございませうが、現在の東京の例をとつても、治安が非常に悪いけれども、交番等はむしろ前より減つておるんじゃないか。これはやはり警官の定員からくる結果だと思ひますが、国民の中に、凶悪な犯罪の激増に伴つて、もう少し旧市内でなく新市内等には交番等も増設してもらいたいという声も相当強いんじゃないかと思ひますが、果して人口増加に伴う今の警官の定員というものが、そういう面を考えたときに、このままでいいのかどうか、今の定員で、たとえば新市内の交番等をどのくらいふやし得るのか、パトロール・カーがありませうけれども、やはり国民としては、いろいろな治安関係から、交番があるということが一番便利だと思ひますが、そういう声が非常に強いように私は思ひますが、果して現在の定員をもつてして、十分にそれに対処し得るのかどうかという点を伺ひます。

でなく、機動力を持たせ、施設を強化するといふ点ももちろん重要でございませうが、現在の東京の例をとつても、治安が非常に悪いけれども、交番等はむしろ前より減つておるんじゃないか。これはやはり警官の定員からくる結果だと思ひますが、国民の中に、凶悪な犯罪の激増に伴つて、もう少し旧市内でなく新市内等には交番等も増設してもらいたいという声も相当強いんじゃないかと思ひますが、果して人口増加に伴う今の警官の定員というものが、そういう面を考えたときに、このままでいいのかどうか、今の定員で、たとえば新市内の交番等をどのくらいふやし得るのか、パトロール・カーがありませうけれども、やはり国民としては、いろいろな治安関係から、交番があるということが一番便利だと思ひますが、そういう声が非常に強いように私は思ひますが、果して現在の定員をもつてして、十分にそれに対処し得るのかどうかという点を伺ひます。

でなく、機動力を持たせ、施設を強化するといふ点ももちろん重要でございませうが、現在の東京の例をとつても、治安が非常に悪いけれども、交番等はむしろ前より減つておるんじゃないか。これはやはり警官の定員からくる結果だと思ひますが、国民の中に、凶悪な犯罪の激増に伴つて、もう少し旧市内でなく新市内等には交番等も増設してもらいたいという声も相当強いんじゃないかと思ひますが、果して人口増加に伴う今の警官の定員というものが、そういう面を考えたときに、このままでいいのかどうか、今の定員で、たとえば新市内の交番等をどのくらいふやし得るのか、パトロール・カーがありませうけれども、やはり国民としては、いろいろな治安関係から、交番があるということが一番便利だと思ひますが、そういう声が非常に強いように私は思ひますが、果して現在の定員をもつてして、十分にそれに対処し得るのかどうかという点を伺ひます。

は言ふまでもないこととございまして、他のいわゆる、たとえば犯罪の発生状況がどうであるかというように、いろいろな総合的な要素の上に定数が考えられるべきであると思つてございしますが、先ほども御指摘のあったように、最近の犯罪の発生状況等を考えますと、質的にも量的にも悪化の傾向にあるというところから考えて参りますと、警察官はさらに増員してしかるべきではないかという結論が一応出るのでございしますが、御承知の通り、現在の警察制度の改正になりまして昭和二十九年の当時の基礎資料に基きまして、制度改正によつて、定員はある程度縮減可能であるという結論を出したのでございしますが、不幸にいたしまして、その後、いろいろな情勢の変化が、当時予想したよりも悪い方向に発展をして参りました関係上、今日におきましては、警察官の定員は必ずしも十分でないという結果に相なつておるのでございします。私も二十九年の制度改正のときのいきさつ等もありまして、さしあたり昭和三十三年度の、現に国会において御審議を願つております予算関係におきましては、定員の増というものは一応差し控えたのでございしますが、しかし、警察力の充実、ただ単に定員の増のみならず、他の方面にもより得る点に思いをいたしまして、いわゆる警察の機械力の増強と申しますか、警察の機械化と申しますか、そういう意味におきましてパトロール・カー等を飛躍的に増強することによりまして、警察官の頭数の足りない点を、そうした機械的な力によりましてカバーをしよう、こういうふうにしあたりは考えておるの

でございします。しかし、さらに再来年以降の問題といたしましては、この警察官の定員の問題につきましては、慎重に検討をして見なければならぬのではないかと、かように考えておるのでございします。ただいま御指摘の、最近、都市の近郊等が非常に発展し、住宅地帯が新しくでき、情勢の変わった状況に即応して、新しく派出所なり、駐在所を設けなければならぬといったような必要の点多々あるものでございしますが、そういう点につきましては、さしあたりは、現在の定員の範囲内におきまして適正な配置を考慮して、一応の目的を達成するようにいたしたいと思つてございします。将来の問題につきまして、この点はさらに十分検討をいたしたいと、かように考えております。

○本多市郎君 ちよつと関連して。ただいま西郷さんからも、まあ御意見ですが、大いに近代化されて、機動力を発揮する。そういう意味からパトロール・カーの大増強を行うというお話ですが、それも全く必要でしうけれども、どうも住民の気持を安心させるというか、それからいさといふときに、間違ひなく、そこで警官に会うことができるといふような点、電話もないというか、交番がなければ、パトロール・カーがいつどこを回っているかわからないことだし、夜中なんかには、なかなか安心できないという気がする。私もまあ自分の地元の経験からの感じを申し上げますけれども、相当、交番もやはり重視しなければ、住民の心の安定、さらにまた、ほんとうの治安の維持ということができないのではないのか。交番があれば、それからある程度の範囲内は、何か悪いことをしようとする

人も相当警戒するだろうと思つておるのです。パトロール・カーというのは、いつ、どこを……、私どもパトロール・カーを自分たちの近くで見たことのないし、それからパトロール・カーによつて救われたというふうなのは、道ばたで起きた交通事故なんかでは、非常に便利なきも出ると思つけれども、すきをねらつて犯罪を犯そうという者については、パトロール・カーというものは、どこに早く行かなければならぬかということがきまれば、それは機動力でいいでしょうが、なかなか交番の持つ意義というものを補うことがむずかしいように思つておるので、これは西郷さんのお話を聞きまして、全く同感なんです。それから、その点、私も西郷さんと同じように、特に御研究を願ひたいと思ひます。

○西郷吉之助君 その点の御答弁はどうですか、交番の問題は。

○政府委員(石井榮三君) パトロール・カーが飛躍的に増強されました、絶えずパトロール・カーが管内をいろいろパトロールしておるという状況になりますれば、これはある程度交番といたつたような固定配置がなくても、おむね犯罪の予防あるいは犯罪の発生した場合には、現場へいち早くかけつけて処理するといふ目的が達成されるわけではございしますが、今日は遺憾ながら中途半端と申しますか、パトロール・カーが非常に数が少ない、ただいま本多委員の御指摘になりましたように、あまり日ごろ見かけないといったような状況でございします。それだけに従来の固定配置の派出所といったようなものが、やはり一つの犯罪防止上、大きな役割を果しておることは申すまで

もないところとございまして、パトロール・カーの飛躍的増強が実現いたしますまでは、派出所制度というものと、彼此にらみ合せて考えて行かなきゃならぬ、かように考えておりますので、さしあたりの措置といたしましては、先ほど申しました通り、来年度におきましては、パトロール・カーを相当大幅に増加いたすことを考えておりますけれども、これによつて派出所がある程度減らし得るといったような結果が生まるかどうかが、その辺のところは、さらに十分検討しなきゃならぬと思つてございまして、先ほど申しましたように、最近、都市近郊の非常な発展に伴ひまして、派出所ないしは駐在所を必要とするような個所もふえておりました。また旧都心部におきまして戦争中、一応廃止いたしました派出所を復活をしなきゃならぬような、その土地の状況の変化というものもありますので、そうした点は、よく実情に即して再検討するように、関係各都道府県とも考慮してもらふようにいたしたい、かように考えます。

○西郷吉之助君 次に、以前に警察は国家警察と自治体警察に分れておりましたが、現在、一応一本になつておりますが、どうも府県警察の署長級、いわゆる府県警察の幹部クラス、これは大体警視正ぐらいまでとまつておつて、それ以上に行くには、国家公務員の関係で、その定員に限度があるために、府県警察の署長級が、どうも警視正ぐらいで一応先がとまつて、昇進ができませんというふうな現状に見受けるのですが、こういうことでは、やはり非常に気の毒に思つておるのですが、その点について、現在、警視正の定員を増加

するとか、また、上の方に行くには、やはり各府県の人口というふうなことから、こういう数を出しておられるよりですけれども、どうも署長級がそれ以上上れないというふうな現状では、非常に気の毒に思つておるのですが、その点について将来何か考えておられるか、その所見を承わりたい。

○政府委員(石井榮三君) 現在、都道府県警察のいわゆる警視正以上の階級にある者を地方警務員と呼んでおりますが、これは定員上二百六十名ということに相なつております。これが必ずしも十分ではない。将来もつとふやしたらどうかという御指摘でございしますが、私も、そういう点は十分検討の余地ありと、かように考えております。現在、地元出身の優秀な警察官が昇進をいたしまして警視正になりますのは、おむねその県における県本部の部長たる警視正、あるいは県内の大きい署の署長たる警視正というものになつていただいております。けれども、それが、先ほど申しました通り、全国で二百六十という定員の関係上、必ずしも大きい数字に相なつておりませんので、せっかく優秀な人材が、そういうポストの定員が限定されておるために昇進がとくられる、延びるということがあつては、これは士氣に關係することとございしますので、この点につきましては、将来十分に考慮したいと思ひます。

○西郷吉之助君 次に、現在の東京における警視庁の機構と言いますか、現在やはり府県警察の一端となつて、予算等も東京都の予算に關連を持つわけですが、一面、警視庁はわが国の首都にあるわけでありますから、諸外国

等の事例を見ても、大体そういう首都警察に類するものは、国直轄のものに相なっておる例が多いかと思うのですが、その点からいいますと、果して現在の警視庁の機構が今のままでいいのか、やはり外国の例等もあり、また、日本の警察機構から考えて、国家機関にした方がいいのかどうかという点が出てくるだろうと思うのですが、そういう面につきまして長官の構想はいかがか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(石井榮三君) 東京が首都である関係上、東京都の警察すなわち警視庁は、いわゆる首都警察として他の道府県と異なつた性格を持つておると申しますか、そういう点は確かにあるのでございます。外国におきましても、首都の警察がいわゆる国家警察になつておる例は確かにあるのでございます。そういう点をもろろん考慮しなければならぬと思いますが、現在、東京都も他の府県と同様に、地方公共団体、自治体ということに相なつておりますので、そういう点を両々加味して、現在の制度が打ち立てられておると思うのでございまして、警視庁の運営につきましては、国家的要請に沿わなければならぬ点が、他の府県よりもその程度、度合が高いという点からいいたしまして、たとえば警視總監の任命につきましても、他の府県の本部長の任命の場合と任命の方式を異にいたしました。国家公安委員会が東京都公安委員会の同意を得て、さらに総理大臣の承認を得て国家公安委員会が任命をする、こういう任命方式をとつておるのも一つでございます。警視庁の警察運営の実態におきまして、国家的色彩を帯びる面についての経費

等におきましては、国において直接支弁する、こういうことにいたしておるのでございます。なお、この点につきましては、さらに御議論もございまして、将来の問題として十分研究をさせていたいただきたいと思ひます。

○西郷吉之助君 さつき交通警察官のことを伺ひましたが、さらに、これについて、この移動警察のことが今度の改正条文にもありますが、移動警察の現状というものがよくわからないので、この間、私も郷里から東京に帰る列車中で、ちょうど学校の生徒が、やはり郷里に帰つていて、ちょうどその帰る時期にぶつかつて非常に九州線が見聞して、これではいかぬと思つたことがあるのです。それは、ちょうど列車の三等車なども非常な超満員でありまして、列車が動き出すと、すぐ数名の者が専務車掌のところに来て、すりあつて金を取られたというものであつたのです。専務車掌は気をきかして、す、車内のラジオ、スピーカーを通して、すりか乗車しているようだから注意してくれ、ということをつた。すると、次の駅にとまつた。また次の駅にとまつて動き出すと、また数名の者がきて、また取られた。三十分ぐらゐの間に四組ぐらゐの人が、同じところですりにやられた。しかも車掌は、その列車の車内に向つては、すりか乗車してある、ついに二度、三度になるものだから、すりは何号車辺に乗つて、すりか乗車して、くれと云つたが、それがやまないで、次から次にすりかばつておる。それで、私は乗つていて考えたのですが、車内の者には専務車掌が注意するから、現在乗つて

いる人は注意するわけです。ところが駅にとまり、新たな人が乗ってくる。新たな人は、そういうことを知らないから、どんどんの中へくる。これは私の想像ですけども、すりか入口におから、新たな人はそれを知らないから、乗つてくるとどんどんやられる。

車内に乗つておる人は、すでに車内の放送で注意している。それを次の駅にくると、新たな人はそれを知らないから、すりにやられる。ああいう際には、もう少し移動警察官などが働いて、専務車掌と緊密な連絡をとり、車内のみならず、次の駅に事前に、今度の列車にはすりか乗つていて、非常にすりの盗難が多いから注意しろということ、次の駅で乗る人に連絡しておけば、ああいう被害は少ない。中には非常に気の毒な人があつて、北海道から来たじいさんも、これにあつて、取られて帰れないが、どうしたらいいかというのを相談しているのを耳にしたのですが、注意しても、次の駅に連絡してないから、新たに乗りこくる人はどんどんやられる。移動警察の改正等もあるのですから、そういう点についてやはり全国的に、そういうふうな季節的に学生が休暇で帰つて一時的に込むような場合には、もう少し移動警察官がおる以上は、鉄道公安官なり、専務車掌などと、よく平時に、どういふことをもう少し御研究になつておけば、あらかじめ予防手段がとれるのじゃないかと思ひますが、そういう点についてどうお考えになつておるか、また、現状はどうなつておるかということをお伺ひたい。

○政府委員(石井榮三君) 列車内のすりその他の犯罪の予防の件につきましては、御承知の通り、鉄道公安官の一つの任務でもございまして、われわれ警察といたしましては、鉄道公安官と緊密な連絡協力をいたしまして、列車内の今御指摘のような犯罪の予防、検挙に努めておるやうなわけでございます。大体、各列車につきまして、すり等が活動しやすい条件のとき、すりの立場から言つて条件のいい列車は、おおむね見当がつくわけでありまして、すりしたものを重点といたしまして、警察及び公安官が緊密な連絡をとりまして、具体的にどの列車にどのようなことの計画を立てまして実行いたしているものであります。また、季節的にも、特にすりした問題が多い季節と、比較的閑散な季節と申しますか、そういう点をもとより考慮に入れました、具体的な方策を立てて実行いたしているものであります。何分にも列車の数が非常に多い上に、警察官の手不足というやうな点もありまして、必ずしも徹底が期せられておらない状況にあることは非常に遺憾であります。今後、実情を十分見きわめまして、実際に即した取締り計画というものを立てまして、より多く効果を上げるやうに努力して参りたいと思ひます。鉄道当局につきましては、ただいま御指摘のやうな、次の列車の着く駅に連絡するといったやうなことは、鉄道部内においても、そういう点に着意いたしませんらば、実行可能な点も多分にあると思ひます。十分すりいた点も、私どもの方からも鉄道当局にも要請いたしまして、最善を尽したいと思ひます。

○大沢雄一君 今回の警察庁の機構改正でございますが、交通警察あるいは青少年犯罪の増加に対する少年警察の充実、そういうふうな理由から機構の改正が行われることと思ひのであります。単に警察庁あるいは関東、近畿の管区にだけ保安局あるいは保安部を設けるといふだけでは、果してこれらの目的が達成できるかどうかという点に、私はいささか、先ほど問題になりました定員の問題等とも関連をいたしまして、危惧なきを得ないやうに観測するのであります。一体、今回のこの機構の改正整備に関連して、どれだけ定員が直接増加いたしますか。この方に対してちよつとお伺ひしたい。

○政府委員(石井榮三君) 今回の改正に関連をいたしまして、警察庁員の純粋な増員は二十名でございます。これは警察庁に保安局を新設することに要する要員というわけでございます。

○大沢雄一君 たつた、わずかに二十名を増加するだけということでは、私は非常に心細いわけでありまして、全体の少い関係もあると思ひます。またパトロール・カー等を増したというのであります。これも機械だけで走るわけではなしに、パトロール・カーを作れば、またそれに現在の定員の中からさいて、それに乗せる警察官がそのらの方に回されるというふうなことで、どうも何となく、何と言ひますか、定員のもとも足らないところを無理しておりますから、どうも一種の悪循環のやうな関係になつて、都会等においては、ますます定員が減少されるのではないかという危惧を持つわけでは

合併による新市町村等の設置に伴って、旧町村に置かれた駐在所が、あらから各都道府県で減らされる。そういうふうなことで、駐在所の設置というふうな問題も、先ほど本多委員からもお話がありました。そういうことを私ども耳にするのであります。かえってこういふパトロール・カー等、都会中心の機動施設がふえたために、農村地帯において定員が減らされるとか、駐在所が廃止されるとか、そういうふうなことはありませんか、現在どういふふうになっておりますか、合併市町村の駐在所等について。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど来申し上げました通り、定員は必ずしも現在理想的ではないのでございます。研究させていただくことにしまして、とりあえず当面の措置としましては、定員の増加によらず、他の方法による警察力の充実というのを考えまして、その一手段として、パトロール・カーの増強というよりなことを考えておるのでございます。足によるパトロールのかわりに、機械によるパトロールによつて、これを一段と能率化するというに相なるわけでございまして。しかば、そのパトロール・カーに乗せる乗員をどこからひねり出すかという問題に、もちろんぶつかるわけでございますが、結局、警察の限られた現在の定員の中において、適正配置と申しますか、重点的に必要な部面に配置転換して、一応問題を解決して行くという以外に方法はないものと思つております。最近、各都道府県が、それぞれ都道府県内の実情に即して、そうした点につきましては、本

部長を初め関係者が十分工夫、努力をいたしておるのでございます。たとえ警察署の整理統合等をいたしましたので、そこで何がしかの人員を浮き出させまして、これを最も必要とする部面に配置転換をする、こういうふうな工夫をいたしているような状況でございます。しかし、それにもおのずから限度がございますが、将来の問題としましては、先ほど来申しますように、全国的な定員について、もう一度再検討しなければならぬという必要があるかと考えております。

○大沢雄一君 私のおお伺いしたいのは、パトロール・カーの設置等、けつこうなんでしょうが、そのために農村地帯の駐在所なり、警察官なりが、合併の進捗に伴つて、これを引き揚げられるというふうなことをやっておられないか、また、将来やられるおそれはないか、その点を一つお伺いしておきたい。

○政府委員(石井榮三君) 私ども第一線の都道府県本部長にお願いいたしておるのでございますが、どこまでも第一線を強化するということに思いをいたさなければならぬと思うのでございます。第一線の人員を署なり、あるいは本部に集中して、第一線が手薄になるということではならぬ、各都道府県本部長とも、十分慎重に考慮いたしまして、先ほど申しましたように、署の整理統合によつて、署の内勤員を節約できる、その人員を他の必要な第一線に配置転換をするという工夫をいたしておるのでありますし、また、府県本部の人員も、できるだけ必要最小限にとどめて、これを第一線に配置す

るように工夫をお願いしておるのでございまして、新しく派出所を設け、あるいは駐在所を設けなければならぬというふうな人員は、そうした工夫によつて捻出するように、第一線の本部長に要望いたしておる次第でございます。

○大沢雄一君 あまりくどくどなりませんが、少しく観点を変えますが、最近、少年犯罪ですね、中には少年とも言われないような集団の暴行、あるいは万引、あるいは、はなはだしいのは性犯罪、あるいは、はなはだしいのは性犯罪、識者の要るところとなつておりますことは、申し上げるまでもないこととありますが、少年犯罪の防遏等が、機構の改正ということの一つの大きな理由になつておるようない思ひまして、この点は非常にけつこうに思ひおけであります。四月から犯春防止法の全面実施も目前にしております、警察といたしましては、これにどう対処される考えでありますか。

○政府委員(石井榮三君) 少年の非行が年々ふえておりますことは、まことに憂うべき傾向であると思つてございまして、私も警察といたしましては、少年非行防止ということにつきまいては、かなり深い関心を持ち、努力をいたしておるところでございます。しかし、これはただ単に、警察の力だけでは追いつかないと申しますか、少年を保護育成する各機関と協力いたしまして、警察は警察の分野におきましては、責務を果して行くということでございます。それならぬかと思つておるのでございまして、そういう見地から、青少年問題協議会を中心と、あるいは各々PTA、こういったような関係方面とも、警察といたしましては、密に連絡をとりつつ、少年の非行防止、少年の輔導というところに力をいたしておるのでございます。こういう点につきましては、警察の努力は、かなり成果を上げておると思つてございまして、今後、問題が問題でありますので、今後もさらに一層力をいたして参りたい、かように思つておる次第でございます。また、来たる四月一日から犯春防止法が全面施行になりまして、処罰規定が実施されることになりましたので、警察の取り締りに当る立場といたしましては、これが一つの大きな課題であることは申すまでもないところであります。これに対処するように、第一線

の都道府県警察におきましては、これに従事する警察官の指導、教養につきましては、十分対策を練つて、来たるべき四月以降のこの問題に対処する警察のあり方につきましては、十分検討させておる次第でございます。

○委員(小林武治君) 速記をやめて。
〔速記中止〕

○政府委員(石井榮三君) 少年の非行が年々ふえておりますことは、まことに憂うべき傾向であると思つてございまして、私も警察といたしましては、少年非行防止ということにつきまいては、かなり深い関心を持ち、努力をいたしておるところでございます。しかし、これはただ単に、警察の力だけでは追いつかないと申しますか、少年を保護育成する各機関と協力いたしまして、警察は警察の分野におきましては、責務を果して行くということでございます。それならぬかと思つておるのでございまして、そういう見地から、青少年問題協議会を中心と、あるいは各々PTA、こういったような関係方面とも、警察といたしましては、密に連絡をとりつつ、少年の非行防止、少年の輔導というところに力をいたしておるのでございます。こういう点につきましては、警察の努力は、かなり成果を上げておると思つてございまして、今後、問題が問題でありますので、今後もさらに一層力をいたして参りたい、かように思つておる次第でございます。また、来たる四月一日から犯春防止法が全面施行になりまして、処罰規定が実施されることになりましたので、警察の取り締りに当る立場といたしましては、これが一つの大きな課題であることは申すまでもないところであります。これに対処するように、第一線

の都道府県警察におきましては、これに従事する警察官の指導、教養につきましては、十分対策を練つて、来たるべき四月以降のこの問題に対処する警察のあり方につきましては、十分検討させておる次第でございます。

○大沢雄一君 私この問題が単に警察の問題でない、青少年問題というものは、協議会が内閣にあつて、あるいは教育の面、あるいはその他の面を合せてやられてゐることはよく承知しておるのです。しかし、単にこの問題について口頭の善処をするというだけのお答えでは、私としては満足することはできない。少くとも私は今ここの問題にしているのは、警察の部面からの問題でございますが、この四月からの犯春防止法の実施を控えて、何か警察庁で、こういう機構の改変を少年犯罪防止のために考えているか、同様に、地方に対してどういふ指導をやつておるか、都道府県警察に対してどういふ指導をしておるか、もっと具体的な何か大事なことをお考えになつておるか、どうかということをお伺いいたしたいのです。

○政府委員(石井榮三君) 少年問題につきましては、先ほど申しました通り、警察といたしましては、大きい府県におきましては、府県本部の組織に少年課といふものを持つておりますし、少くとも少年係といふものを小さくし、県においても持つております。また、第一線の署におきましては、同様、専従の係員を置きまして、この問題には真剣に取り組んでおるのでございまして、犯春取締りにつきましては、同様、専従の係員を置きまして、各都道府県におきましては、犯春取締対策本部を設

けまして、これに対処する陣容を整え、また、先ほども申しました通り、それに従事します職員指導、教養を十分にいたしておる状態でございます。

○大沢雄一君 私のお尋ねするのは、少し徹底しなかったかも知れませんが、私は先春取締りを、先春防止法の全面実施を控えて強化するというのじゃない。私はむしろこの先春防止法の全面実施によって、少年等の性犯罪の増加、そういうことを心配しているのです。問題は、ことに農村等で、そういう忌まわしい問題が私相当起っておりますので、その点をお尋ねしたい。先春でない、私の聞きたいところはそういう加をやはり予想して、これを防遏すべく、教育方面からの補導というものはもとよりであります。取締りの態勢、犯罪防止の態勢を考えているかどうか、考えてもらいたい、こういうことにあるのです。

○政府委員(石井榮三君) 先春防止法の全面実施によって性犯罪がふえるのではないかと、こういうことを御心配になる向きは確かにあります。しかし、これは果してそうであるかどうかというところは、今直ちに決りきり申し上げることはできないかと思ふのであります。先春防止法ができました以前におきまして、最近、性犯罪は逐年ふえております。特に性犯罪の中の強姦一つを取り上げてみても、戦前に比べまして戦後は非常にふえておる、年々ふえております。これは一つには性道徳の低下と申しますか、そういうことも原因の一つでありましようし、

また、御承知のように、強姦は親告罪である関係上、戦前においては、そうしたことを被害者が報告しなかった例が多かったのですが、戦後におきましては被害者が進んで届出するようになったということも、数的に統計の上で数が多くなっている原因になつておるかと思ふる節があるのをごさいます。いずれにしても、とにかく戦後、性犯罪がふえておるといふことは、これはまことに憂うべき傾向であるのをごさいます。これに対処しまして、警察としましては、そうした犯罪の未然防止、また一たん発生しました犯罪の捜査、検挙ということに最善を尽さなければならぬことは申すまでもないところでございますが、それにはひとり警察のそうした努力のほかに、国民全体の性道徳の高揚と申しますか、そういう施策も推進しなければならぬと思ふのでございます。また、青少年に対して性的刺激を与えるようなことが、こうした性犯罪を増加せしめる原因にもなつておる点にかんがみまして、青少年を取りまく環境の浄化ということも十分考へて行かなければならぬのじゃないかと思ふのであります。青少年に性的刺激を強く与える悪質な映画とか、あるいは文書とか、こういうものにつきましても、関係者の自衛を促して、そうした環境を浄化して行くということが必要であるかと思ふのでございまして、そうした関係方面と警察と緊密に連絡をとりまして、この問題の解決に最善を尽して行きたい、かように考えております。

○大沢雄一君 私のお尋ねしたいのは、そういうことじゃないのです。それはよくわかつておるのです。都道府県警察に対してどういう指導をしているか、あるいはその都道府県警察でどういふことを現実に今やつておるか、それを聞きたいのです。

○政府委員(石井榮三君) ただいま主管課長を至急出席せしめるようにいたしておりますので、そうした具体的な詳細な点につきましては、後刻、主管課長からお答えいたさせたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○成瀬幡治君 青少年問題協議会というのに対して、今までも青少年の非行防止に関して調査研究をされて、意見書というものを正式に私は出しておると思ふのです。正式にそういうものをお出しになっておるとすれば、そういうものを出していただきたい。これはこの程度で休題いたします。午後は一時半より再開いたします。

○委員長(小林武治君) それじゃ午前は一時半より再開いたします。

午後一時四十分開会
○委員長(小林武治君) 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、警察法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のおありの方は御発言を願ひます。
なおこの際、希望を申し上げておきますが、本件に関し資料等の御要求が御ありの方は、なるべく明日までに願ひたい、こういうふうに思ひます。

に、改正法提案の理由を御説明になつておるわけでありまして。その第一点としては、内部組織の改編と、第二点としては、北海道警察の組織、第三点は、移動警察に関する規定、第四点は、道路交通取締法の一部改正という内容でございますが、順序不同に質問いたしますが、道路交通取締法の点で、午前中この点についていろいろやはり質問があつたようでございまして、警察庁の方からお配りいただきました資料によりまして、重大事故は、昭和三十三年三百三十三件、このうち百五十三件がバスによるものである。それから二十八と三十二年との事故の比較をいたしますと、三十二年が二・四倍に延びておる。これが一月、三月、四月、七月、八月、十二月に多い。一律に多いのは、タクシーの稼働率と疲労度が高いためであるという御説明がございました。さらに交通事故の原因という表を見ますと、九六・二%が操縦者に関する原因になつております。さらに別の表によりまして、やはり構造、装置の関係による事故の原因というものが四%で、あとはほとんど運転手そのものの原因によるものというところになつておるわけでありまして。

この改正法案によりまして、移動警察を作りまして、あるいはその他交通取締法規の改定をいたしておられますが、こういったことに今例示されておる事故というものは、原因そのものは大部分が別の原因によるものでありますから、根本的に、特に運転手そのものの条件というものが改定されなければ、事故の絶滅というものは期待できないのじゃないか、取締りをだ

からやらなくてもいいとまでは申しませんが、むしろ交通違反とか、あるいは道路法規のいろいろな問題というところ以上に、操縦者そのものの心身の状態ということが原因になつておるわけでありまして、この問題が、もちろん解決の根本的なことにはならないが、警察庁限りにおいて考えれば、道路交通法規の取締りの点について改定するということも考えられますが、政府自体として考えます場合は、事故原因の根本的なものの解決ということは何も考えておらなくては、問題の解決にならない。今、他の委員会におきましても神風タクシーの問題とか、あるいは運転手の給与の問題とか、ことがいわれておりますが、こういう法案を出すならば、あわせてその裏づけになる、これらの原因を説明する、社会的条件を満たしてやる方策というものを、当然政府としてはとるべきではないか、こういう連絡が一体どう行われておるものであるかということ、まず第一点として伺ひます。

○政府委員(石井榮三君) 午前中もお答えいたしましたように、逐年増加いたしております交通事故の防止のためには、ただ単に警察取締りだけで問題が解決するものではないことはお説の通りであります。道路の補修改修も必要でありますし、交通安全施設の整備も必要でありますし、さらに運転者をしつて事故を起さしめないように、いわゆる過労による運転といったようなことのないように、労務の適正化と申しますか、そういう問題もありませんし、さらには、国民全体が交通法規を順守するという順法精神の徹底ということが必要であつて、ひとり運転者が

交通法規を守るのみならず、歩行者も交通法規を守るといふに、あらゆる面から事故防止のための対策が推進されなければならぬのであります。そのために、内閣に交通事故防止対策本部を設け、それぞれの関係省庁におきまして、その協賛の結果、実現できるものから逐次実施に移して、最近におきまして、この交通事故防止対策本部の中に特に自動車部会を設けて、最近特に話題になっておりますいわゆる神風タクシーによる事故防止のためにはいかにあるべきかといふことを、鋭意検討を加えておるのであります。

ひとり警察の取締りのみならず、こうした輸送事業を営んでいる業者の経営の合理化と申すか、ひいては運輸者の労務管理の適正化と、こういった点にまで問題の解決をはかっていかなくてはならぬことは申すまでもないところでございまして、関係各官庁においてそれぞれ鋭意研究をいたしまして、一刻も早くこれを実現をしていく、こういったふうをいたしておるのであります。

警察の立場におきましては、たびたび申します通り、こうした関係各官庁の施策と相俟って交通取締りの実をあげていくことによつて、交通事故の減少をはかる、こういったふうをいたして、今回のご改正で特に力をいたしておりますのは、御承知の通り、最近全国的な幹線道路における交通の円滑を期するために、全国的な視野に立つて調整をしなければならぬ必要がますます増加をいたしております。御承知のように現在の道路交通取締法の建前といたしまして

ては各部道府県公安委員会が権限を持っておるわけでありまして、県境を越えて、今申しますような全国的幹線道路におきましては、ある程度の規制をしなければ、隣接府県でまちまちの方針で交通取締りをいたしております、そこに円滑を欠くという面が出て参りますので、必要最小限度において交通の円滑を期するための若干の規制をいたそうというのが今回の提案でございまして。

○加瀬完君 今回の改正の趣旨はわかるのですが、単に交通取締り全般から考えれば、今回の提案の内容のようにな改正だけでは、われわれ住民の側から考えれば、解決していただきたい交通取締りの大きな問題といふものは残るのじゃないか。それは、先ほど私が申しましたような点は一休である、だといふことになるわけでありまして、この前の委員会でも、警察関係では私に質問をしたのでありますが、たとえば道路計画といふものが立てられる、しかしその道路計画といふものは、自動車の車両の形体なり重量なんかの制限とは少しもマッチしておらない。大体五メートルか六メートルのところに幅が二・五メートルというふうな大型バスが走つておる。で、二トンか三トンくらいがせいぜいの重量の耐久力しかないような老朽道路で十トン以上の車が走つておる、こういうことであつては、事故がでんないのが不思議なので、御配付いただきました資料の中に道路の整備、道路の収容能力、道路施設の不足または欠陥といふものが間接的な原因としてあげられておりますが、それなら、交通取締りと

いふものの成果を期するならば、一方においては、前に言つたような運転手そのものの社会的条件、経済的条件といふものをどうして完全な形に、事故の少くなる形に持っていくかといふ一つの施策と、もう一つは、車の走るそのものの道路なり、橋梁なり、あるいはその関係の施設なりといふものの態勢を整えていく。それでその上にいろいろ取締りを加えていくといふこととでなかつたならば、これはちやうど終戦直後のやみ屋の取締りのやうなもので、法律ではやみ屋をやることは違反なのだが、しかし食つていけないという現実の前にはやみ屋をやらざるを得ない。それほどでなくとも、そういう形勢がやはり現実としてあると思つても、どうも警察行政が民主警察といつても、民主警察といふならば、取り締まられる方の側の社会的条件、経済的条件といふものを考えていた、取り締まりが作つていくという状態を警察みずから作つてやる。あるいは警察みずから作つてやるという責任は無理だといふならば、政府そのものがそういう条件を作つてやる。こういった基礎の上に取締りが強化されるということとでなければだめだと思ふのです。規則を幾ら作つた、ああいう自動車がああいう状況の中に、またああいう運転手の経済条件の中で運営されていけば、これは幾ら取締りをしたつて、取締りを逃げなければ、法網をくぐつてやみをすると同じようなことで、生活がでんないといふことであつて、根本的には原因が解決できない、こういったことにならうと思ふのです。確かに政府でも、神風タクシーといったやうな問題、あるいは運転手の給与といふ問題が一応政治的な問題と

して取り上げられておりますけれども、その前に警察庁みずからは、原因そのものが、交通事故の原因の九六・二%が操縦者の個人の心身の状態にかかつておる、ということがわかつておれば、この解決といふことを今度の改正法の交通取締りの問題とは別に、以前にもつと大きく取り上げられてしかるべきじゃないか、こういったことが言える。警察側として考えても、政府に何ら施策がないといふことに御不満を感じないのか、あるいはそういった御要求はしなくてもいいものか、こういった点はどうですか。

○政府委員(山口喜雄君) 御質問の趣旨につきましては、私ども十分に了承をいたします。深く同感をいたしておるのであります。で、警察が、交通事故を起したり交通違反をする運転手をた取り締まるというだけでは、今日の交通問題といふものは私は解決しない、かように考えております。もちろん、お話のように、道路の施設を改善するといふことも大事であります。これにつきましましては、政府としてもそういう方面に力を入れていかれるように私は何つておるのであります。今日、交通問題として一番大きく取り上げられておりますのは、円タク、ハイヤー、いわゆる神風タクシーといわれるこの関係の事故をどうして防ぐといふことであります。これは私もスピード違反であるとか、あるいは交通事故を起したといふことで嚴重に取り締るというだけでは、私は目的を達成できない。むしろお話しがございましたように、何ゆゑにそういうスピードを飛ばし、むちやな運転が行われておるかといふその根本にさかのぼつていかな

ければなるまいと考えております。結局、私もとしましては、今日円タクの運転手に対して過酷なノルマを課し、きわめてわずかの固定給をもつて取り扱ひ、そしてノルマが達成されないやうな場合には、円タクの車を運転するといふ仕事からははずして、地上勤務にさせて、わずかの固定給だけで食つていかなければならぬやうにしておる、そういうタクシー営業の形態に私は問題があると思ひます。この点は、警察といたしましては前々から常に強く関係方面に対しては呼びかけておつたところであります。御承知のように、今日の交通行政といふものは、道路行政は建設省、それからいわゆる労働条件といふものは労働省、それから交通事故、違反の取締りは警察庁、さらにそういう自動車の営業自体は運輸省が総合的に行政上の監督をして、こういった状況であります。従つて私どもとしては、関係方面、特に運輸省方面に対してはそういう面から、いわゆる公共の福祉を守るという点から、自動車の営業のやり方について必要な指導、監督をしていただきたいといふことは、これは前から強く申し上げておる次第であります。内閣の事故防止対策本部で、今回この一点に問題をしばりまして、今一生懸命になつて検討をいたし、近く一応の結果が出ると思ひますが、私どもとしては、この過酷なノルマといふものを改めなければならぬ。それから、わずかな固定給で、いわゆる歩合制で追ひ回すやうにして使つていふやうなことを改めなければいけないといふことを強く意見を申し述べておるやうな次第でございまして。

○加瀬完君 それでは結局、警察側といたしましては、労働省なり運輸省なり、このタクシー、特にタクシー営業なんかの関係監督官庁と事故防止の点についていろいろな打ち合せというものが今まで何回か行われておったというふうに承知してよろしいですか。

○政府委員(山口喜雄君) その通りでございます。

○加瀬完君 労働省の労働基準局の監督課長さんにおいでになっておりますが、こういう事実というものが今まで取り上げられなかったというのに、私どもは非常に不思議な感じを持つてます。で、今警察庁の方に伺いますと、あなた方とも事前に、交通事故の観点からいっても、タクシーの営業形態というの問題があるということと話し合いがあったというのであれば、一体、労働省の労働基準局としては、一体どういう形でこの運転手などの賃金の点について指導をしてきたか、あるいは雇い主に對して監督をしてきたか、その点どうでしょう。

○説明員(鈴木健二君) まず最初に、労働条件の主たるものには労働時間の問題もございまして、賃金の問題もございまして、われわれの立場といたしましては、労働時間規制について何か考へなきやいけないという見地に立ちまして、従来一日十時間、一週六十時間、まあ結果的に見ますと、オール・ナイトの労働時間でできたという建前になっておりましたのを、三十一年七月以降、基準法の労働時間の原則によりまして、労働時間は八時間、こういうふうなきめまして、その点を業者に対して指導した結果、大体労働時間につきましては原則の八時間制が現

在確立されつつあるわけでございます。賃金問題にそつう指導をした結果、どういふ効果が上つたかと申しますと、従来、就業規則というものが非常に形式的であつたわけでございます。それが漸次実情に即した具體的な就業規則になってきたということが第一点、第二番目には、労働時間の管理というものが、非常にルーズであつたものが、労働時間の管理が非常に厳格になってきたという点が一点でございます。従来、そういうふうな労働時間の規制がございまして、割増賃金というものが全然払えなかつたのが、割増賃金が払われるようになった。なお、一昼夜交代で八時間制をとつておりますので、二時以降朝に至るまで休み場所も非常に必要だということで、仮眠施設の設置を要望した結果、仮眠施設が漸次整備された。こういう労働時間の面からの規制で、こういう点につきましてはある程度の効果が出てきたわけでございますけれども、これが事故防止にどれだけ直接的にいい結果をもたらしたかという点につきましては、われわれといたしましては自信がないわけでございます。

給与の關係は、御存じかと思ひますが、基準法に固定給を幾らにしなければならぬというふうな規定はないわけでございます。基準法の立場からこの給与体系をどうしなければならぬという直接の指導監督はできないわけでございます。従つて、給与關係の指導につきましては、いわゆる賃金体系の合理化について、いわゆる基準法でやる場合のきめ手がないわけでありまして、従つて、先ほど警察側も申されたように、われわれといたしまして

も、給与の問題につきましては、一般的に監督官庁である運輸省にこの合理化を促進していただくように従来から要望してきただけでございますが、今回のこのいろいろな事態に至りまして、警察、われわれ、運輸省、一体となりまして、この固定給の率の引き上げということに一体として當らうじゃないかということで協議を重ねている、そういうふうな状況でございます。

○加瀬完君 労働省のお話、わからないうわけではございませんがね。もつと労働省として考えてもらいたいのは、昭和二十八年と三十二年を比べると、事故が二・四倍にふえている。そのふえているおもしろい理由はタクシー事故だ。しかもそのタクシーの稼働率といひますか、あるいは疲労度といひますか、こういうものが、一月とか三、四月とか、七、八月とか十二月とか、こういうタクシー業としての忙がしいときに一番事故が多い。これは、警察庁の政府委員の御説明のように、結局ノルマというものがあつたとか、賃金が安いからだ、こういう事実はこれはもうはつきりしてゐると思ひます。しかも事故の九六・二%というものが運転手による原因であるということであつて、しかも十分な休養をとるとともに、心身の状態を良好に保ち、精神的にも余裕のある運転が望まれるという点を、警察庁でも指導しておられますが、こういうことが原因だということとは明らかになつてゐるわけですか。そこで、労働時間は一応きめた、しかし賃金についてはきめ手がないといひますけれども、賃金のきめ方そのものに大きな原因があつて、心身に不完

全な状態があるために事故が多いといふことであるから、警察庁なり運輸省なり、労働省なりというものは、二十八年から三十二年まで二・四倍に事故がふえるまで待つておらなかつた、何らか行政的な措置というものがとれなかつたか、ということが私はおかしいと思ひます。それが事故防止にどれだけかゝつたか、今までの労働省でおやりになつたことが、事故防止にどれだけ役立っているか、役立っていないか、なぜ事故がふえているかを、一体労働省は労働省自身で解決する道はないのか。また、そういう条件がいろいろ山積されたというのなら、運輸省なり警察庁なりと相談されて、もつと対策というものが、二年も三年もはうつておかれないで、事前に立てられなければおかしいのじゃないか。一体それで労働省としての、労働条件を監督し、労働条件を引き上げていくというこの完全なる責任というものが果たされたのかということすらも、私どもとしては言いたくなる。少しおそいのじゃないか。今ごろになつてこういう問題に気がついて、これから連絡をされとか、政府でもつて対策本部もできたから何とかしようというところで、一体、ほかの省ならいざ知らず、監督署である労働省で今さらそんなことを言つてゐるというの、ちよつと立ちおくれじゃないですか。四月になつてからひな人形を買ふやうな話だ。これはどうですか。

○説明員(鈴木健二君) 給与の問題につきましては、先般われわれが調べたところによりますと、運転手さんの平均の給与が、一般が二万八千円でございます。そのうち固定給的な性格を持つてゐるものが一万五百円、大体固定給的な性格を持つてゐるものが三八%であります。また運輸省の調べによりますと、大体、固定給的な性格を持つてゐるものが二七・八%というふうな状況になつておりました。こうした固定給の少ない賃金体系というものは、非常に近代産業におきまして不合理なものだ、こういうふうなわれわれは考へてゐるわけでございます。従つて、前に時間の指導をやりました場合に、ある程度賃金指導もやつたわけでございます。その際、約三百社のうち六十社くらいは、ある程度話に乗りかかつた事例もあるわけでございます。が、先ほど申しましたように、何と申しましたも、基準法に賃金そのものをきめる権限と申しますか、そういう規定がございせんので、最後のきめ手がないわけでございます。そういうことで、一応指導に乗りかかつても、全部のものにそれを徹底さすというところができなかつて、結局労働時間の規制ということに重点を置いてやつたわけでございます。

で、そういう観点から、この賃金制度の規制は、労働省だけの力でやつても効果は上りませんので、一般監督官庁である運輸省と歩調を合せてやはり指導をして参らなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでございます。

○加瀬完君 それはわかりますよ。なぜそれがこゝまで事故が高率になつて、世論が高まるまで、監督官庁として連絡をとつて、適宜な措置というものが事前に講じられなかつたかということ私には伺つてゐるのです。しかし、これはまああなた一人にどうこう

言ったってしょうがないことですからね。さっそくこの問題の解決というものをしていたかなければならないと思います。

で、労働省は、この労働時間といったような労働条件のことばかりで、解決をしようとするがね。問題は、あなたの今御指摘になったように、三八%は固定給であるというなら、六二%は固定給じゃない。ノルマでやっているというところだ。こういう状態を放任をしておけば、八時間という労働時間をきめたって、それは倍の十六時間も働かなければ、二万八千円という給料をもらえないことになるのです。だからこれらの点を、やはりどうしたら生活が維持できるか、この生活を維持させるような賃金を与えて、しかも事故が起らないような労働条件というものは、一体どういう状態なのかということからやはり連絡をして、早く結論を出していただかなければならないと思うのです。この点はまあ希望を申し上げておきます。

次の質問ですが、今度の改正法の中に、第五条の二項ですか、法文上監察の実施ということが明瞭になっておらなかったことを明確にしたという一項があるわけですね。で、監察をする内容が一体どういうことですか。

○政府委員(石井榮三君) 警察庁の所掌事項というものは法によってちゃんと明示されております。その所掌事項の範囲内に関する事項についての第一線の補導、摘発の実態を明快にする監察をいたすのでございます。

○加瀬完君 私はその趣旨はそれなりにわかれます。しかし今の警察法になりますときに、一番に問題に

なつたのは、結局自治警というものを形を変えようということで論議がかわされたわけでありまして。そのときの最大の問題は、地方自治の真義を推進するという点でこれからどう守られるだろう、人間の尊厳を最高度に確保するということが、新警察法によってどういふふうに確保されるであろうか、国民に属する民主的の権威の組織というものの確立が維持されるであろうか、こういうことが問題になったわけですね。

そのときに、新しい警察法になって、それは府県の自治警といったような性格のものであるから、自治警当時の警察法の精神というものは守り続けられるものである。特に公安委員会というふうなものが、上部機関の下部として命令されるようなものではなくて、公安委員会によって警察が運営されるのだというところは、あなた方はっきり御答弁になられておつたわけですね。今、監察をもし実施するというならば、この民主警察という基本的な性格が実施されているであろうかどうかというところを監察してもらいたいというところの方が、われわれ住民側からいへばむしろ希望したいところなんです。もし、今までのようなことが監察の実施という形が法文化されなければならぬとしても、法文化さなかつたて、五条の三項ですか、「国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならぬ。」という規定があるわけでありまして、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会というものの密接な連絡があれば、監察というものは十分行われるわけなんです。公安委員会を通じてなり、あるいは公安委員会の組織で行わ

れるはずなんです。公安委員会の運営なり公安委員会の権限なりというものをもう強化すべきことの方が、住民としては望ましいことではないか、こういうふうなことを考えるのですけれども、どうも監察の実態が、事務能力を上げることにばかりに考え、警察法の精神というものをからいえば、少し能率主義に陥り過ぎていてのじゃないかという感じを受けるのですが、この点どうでしょう。

○政府委員(石井榮三君) 現在の警察制度は、御承知の通り都道府県単位の自治体警察であります。都道府県が自主的に警察運営をいたすのが根本原則でございます。公安委員会の管理のもとに都道府県本部長がその都道府県内の警察運営の全般の執行責任者として運営をいたしておるのでございます。この根本原則は、今回の改正において何ら変更されるものではないのでございます。従来、先ほど申しましたように、警察庁の所掌事務、つまり国家公安委員会の権限に属する事項、国家公安委員会の管理のもとにある警察庁が所掌いたします事務につきまして、それを円滑に遂行するために、都道府県警察に必要な実態調査をすること、それを従来とも私は許されておるものと解しておるのでございまして、ただそれが法文上明記されておらなかったにすぎないと思つてございまして、今回幸ひ改正のこの機会に、その点を一応法文の上にも明確化しておこうということにございましてあります。新しい権限を警察庁に付与し、それだけ都道府県警察に中央が干渉しよう、こういう意図は毛頭ないのでござい

○加瀬完君 しかし公安委員会の尊重なり公安委員会の権限強化という点と、警察庁自体の権限強化という点と、どちらにウエートが置かれていくかという点になります。私は遺憾ながら、警察法の精神である公安委員会の権限を強化していく形よりは、能率化という美名のもとに、警察事務の効率を上げるということで、警察庁そのものの権限を強化していくというところに重点が置かれていくというようにしか解釈できないのです。それは、今度の改正法の中にもありますように、北海道の方面公安委員会というものを廃止しております。で、これはいろいろ理由がありましようけれども、一応あの当時、公安委員会の必要を感じて公安委員会というものが作られたわけでありまして、これを私は簡単に事務の系統の上からだけで廃止するといふようなことは妥当を欠くと思つて、そういう一連の措置と、法文上明確でないからといって、事実上監察が行われておつたというなら、現状はそれでいいはずなのに、新しく明文化をしなければならぬということとは、どうも長官の御説明にもかかわらず、私は能率主義といふか、効率主義で、民主警察の精神というものがだんだんと拭き取られていくと、こういう形にしか受け取れない、いかがでしょう、この点は。

○政府委員(石井榮三君) 繰り返してお答えいたしますが、監察という字句をこのたび法文上に表わしたことによつて、何ら新しい権限を付加するものではないのでございまして、従来の規定によりまして、監察といふことは当然行い得るものというふうに私は

もは解しておるのでございまして、監察それ自体は権限ではなくして、警察庁所掌事項を円滑に遂行するための一つの手段にすぎない、こういうふうな考えておるのでございます。

次に、札幌の方面公安委員会を廃止した点についてのお尋ねでございますが、これは、札幌方面公安委員会を廃止するのが主たるねらいではなくして、むしろ北海道警察本部の所在する札幌方面本部を廃止することが事務能率上よいと、昭和二十九年の制度改正以来今日までの三年有半の経験に徴して言えますので、この際、札幌方面本部を廃止して、現在の札幌方面本部が指揮監督をいたしております札幌方面の区域内は、北海道警察本部が直接指揮監督することにしたとして、札幌方面本部の廃止によって生じた人員を有効に他に転用をしよう、こういうことを考えておるにすぎないのでございまして、札幌方面本部を廃止することによりまして、その結果として、これを管理しておりました札幌公安委員会が、その必要性のなくなるゆゑをもちまして廃止になる、こういうことにすぎないのでございまして、札幌方面公安委員会を廃止することが主たるねらいで、そのためにその下に在る、この管理のもとにある札幌方面本部を廃止して、北海道警察本部が直接指揮監督するといふのではないのでござい

○久保保君 関連して、監察官の現在の現況と申しますか、どういふ組織の中に所属しておるんですか。

○政府委員(坂井時忠君) 現在は警務部の人事課というところに監察に關する所掌事務が入っておりまして、人事課の方でやっておるわけでございます。要員といましては、監察官が三名現在おります。ただ、この法案及び来年度の予算がお認め願えますと、保安局というものができるとなりましたが、保安局要員としまして、多少はかの部局からもここに持つてきたいと思ひますので、監察官も二人に減さざるを得ない状況になるかと思ひます。決してこれによりまして監察官をふやすとかいうことは現在では考へておりません。

○久保等君 警務部の人事課の中に監察官が現在三名というんですが、この監察事務といふのは、監察官のもとで働かれる職員というものは全然ないのですか、監察官二名切りで監察事務をやっておるのですか。

○政府委員(坂井時忠君) 監察官の下に若干の係官がおりますが、私正確な人数を覚えておりませんが、おそらく四、五名じゃないかと思ひますが、もし間違つておればあとからまた訂正いたしたいと思ひます。

○久保等君 組織的に見ると、何が警務部の中の人事課に所屬しておるといふことから判断しますと、何かそれこそ警察官の勤務評定あたりでもやっておるという程度にしか理解されないのですが、先ほどの御説明だと、警察行政を円滑ならしめるための監察官だといふ御説明なんですが、非常にばく然とした、抽象的な、大きな御説明なんですけれども、今所屬しております部課の点から考へますと、何かもう少し具体的、もう少し仕事をやっておるのか、御説明願へませんか。

○政府委員(坂井時忠君) ただいま監察官が人事課に勤務しておると申しましたが、組織令の中では警察部の中に監察官というのがあります。監察官は、命を受け、警察職員の服務及び所掌行政の監察に關する事務をつかさどる。といふことになっております。この監察官三名の下に職員は、人事課の中に席を設けて、四、五人の者でやっております。体制でございます。やつておる仕事は、各府県に参りまして、各府県の――現在では陣容も少ないのでございまして、やむを得ない点もあるのがあります。主として規律違反の点あるいは警察官の福利厚生等の面、そういう点をまうまうやつておるかどうかといふ点をやつておるわけでございます。しかしながら、だんだんまあこの關係の人たちも仕事になれて参りますと、ほかの部課と連絡をいたしまして、いろいろこの警察運営の面の仕事につきましても相談相手になりながら調査をしていくことも考へておる次第でございます。

○久保等君 先ほどの御説明を訂正せられて、警務部、警務部長直屬といひますか、そういう形に監察官はなつておるそうですが、今度それが改正されて、保安局ができる、そのうちの、三名のうち一名が保安局に移るといふことなんです。果してそういう三名を、二名と一名に分割して、一名の保安局の監察官といふのは一体何をやるのですか。

○政府委員(坂井時忠君) 三名の監察官のうち一名が保安局に行くといふのは、定員として一名が保安局に要員として提供されるという意味で、監察官が保安局にできるという意味ではございせん。

○久保等君 ですから私の聞いておるのは、定員が保安局に一名できるという事は、これは一人實際に人間が行くかどうか別としても、定員上一人配置せられる。従つて警務部の方には三名が二名の定員になるということになるのだらうと思ひます。そうすると一体、任務といふものは警務部における任務、それから保安局における任務、それだけ違つた内容になるんじゃないかと思ひますが、しかし一般常識から言へば、監察官といふ一応職名ですと、大体同じような内容の仕事をするのじゃないかと思ひます。使ひ分けをしておられるわけですが、その使ひ分けをせられる理由がどういふところにあるのか。三名を一名と二名に分けてやらなければならぬほど、監察事務といふものが非常に複雑なものであるのか、ちよつと今の御説明では、私見方によつては、三名の監察官は必ずしも多いとは思ひません。もし監察事務といふようなことが必要だとするならば、必ずしも多い人員じゃないと思はれる。それを今一名、二名に分けるといふことについてどういふ御方針なのか、内容的な御説明を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(坂井時忠君) 私の説明がまずくておわかりにくい点があつたかと思ひますが、總體として、保安局を作るのに予算で認められておられますが、二十名にしかすぎないわけですから、そこで、各部局から定員をそつちに振りかへなければいけないといふことになるのだらうと思ひます。そこで、こゝでこゝで監察官が三名いるわけでございますが、監察官は二名に減して、その一名は監察官といふこととなく、定員として保安局の方に振りかへると、こゝの意味でございます。

○久保等君 そうすると實質的には従来の監察官制度といふことが、監察事務といふものは内容的には縮小せられる、こゝういふことに私はなると思ひますが、こゝういふことについては支障ないという御判断なんですか。

○政府委員(坂井時忠君) その点は、機能的には若干人が減つたりして残念なものでありますが、やはり足りないところはほかの部課とも連絡しまして、ほかの部課から応援を受けて實際の仕事をするようになるのだらうと思ひます。たとえば、ある県で刑事の拷問事件があつたといふような場合に、監察をしなければならぬといふ事態が起つたならば、この監察官と、それから刑事部の捜査課の者も一緒に出ていく、こゝういふことにならざるを得ぬのだらうと思つております。

○加瀬完君 今の問題ですが、監察官の問題についていろいろ質疑が行われたわけでございますが、監察官の内容は、規律違反ですか、規律違反などを監察するのだといふことなんです。法律の建前として、警察庁の監察官といふものが、都道府県警察の一般の警察官の規律違反あるいはその他の勤務条件といふものを監察する権限といふのは、こゝういふところからあるのですか。

○政府委員(坂井時忠君) 先ほど長官からも説明がございましたが、結局、監察官といふのは、今私が申し上げました監察官は、専任の職員としてゐるわけ

であります。警察庁の権限として監察といふ事項がふえる、ふえるといふか、明文化される、その明文化される監察の内容といふものは警察庁の仕事である、第五條第二項の仕事は円満にやつていく前提としての監察である、こゝういふことになるのだらうと思ひます。個々の、私が今例にとりました拷問事件等につきますれば、刑事の規律違反といふ点もあつたかと思ひますが、ありますが、こゝういふ面は、警察官の教養の問題もありまして、それから上司の監督の責任の問題もありまして、いろいろの面からまあ見ていかなければならぬと思ひます。であります、こゝういふものにつきましても、警察庁の仕事をやつていく上につきまして、当然その前提としての監察がされるものである、こゝういふに解釈をいたしてゐるのでございまして。

○加瀬完君 この監察の実施について、法文上には明確でないけれども、これは當然の権限として行ひ得るものだ、それをただ形式的に法文に明記するのだといふ長官の御説明、あるいはただいまの官房長のそれについてのさうに詳しい御説明があつたと思ひますが、現行警察法が案として論議されておりました過程におきましては、国家公安委員会と、あるいは国家公安委員長と都道府県公安委員会との關係、あるいは警察庁長官と都道府県公安委員会、あるいは都道府県の本部長でございまして、これらの關係、あるいは国家公務員である警察長、それから都道府県警察の首脳部、それから地方公務員である一般警察官、こゝういふものの指揮命令の系統、あるいはそれらの關係、こゝういふものが相當激しく論

議されたと思うのです。私どものそのとき伺った当局のお答えでは、都道府県警察は都道府県の自治警察だ、そこで一括して言えば、国からの指揮命令というものは公安委員会を通じて行われるべきものである、こういうような説明が、大体これらの問題を通じてのおもなる骨子であったと記憶をいたしておるわけであります。そういう関係にありましたから、この監察の実施というものは、おそらくこの趣旨は明文というものを避けておつたのじやないかと思う。今承りますと、監察官というものはつきりと法文化されたものにおいて職務を推進していくという事になりますと、これはもう、都道府県は経費だけを負担しておりますけれども、あらゆる監督の権限というものはあげて警察庁に移管するといふ形にも、極言すればなりかねないと思う。こういう考え方を、少くもあなた方が現行警察法を法案として出したときには、口をつむつて努めて語らなかつたところである。私は能率が下つても自治警でいい、こういうことを主張しているわけではありませんけれども、民主警察の基本的な理念といふものはどこまでも貫かれなければならぬと思ふ。そのときに地方公務員であり、都道府県公安委員会なり都道府県の本部長なりの監督下にあつて、それらを通じて監督することによつて事足りるものを、何だつて新しい一カ条を加えて、監察の制度を強化しなければならぬ理由があるのか、この点どうでしょう、長官に答えていただきます。

○政府委員(石井榮三君) 警察庁の所掌する事務を円滑に遂行するために、第一線の都道府県の警察行政がいかに行われておるかという実情を調査して、実態を把握するということは、私は当然必要なことであると考えてございまして、その実態を調査した結果、たとえば、先ほど来お話の出ますように、個々の警察官に公務上の非違があつたという場合に、これを懲戒したりあるいは訓戒したりということ、これは本部長の権限でございまして、中央が何らこれを差し出がましき、あしき、こうしろというものはないのであります。その点はどうも、現行法の建前通り、都道府県公安委員会の管理のもとにおいて、都道府県本部長がその責を全うする建前は堅持するのであります。

○加瀬完君 監察していただきたいのは、住民に対するサービスがいか悪いか、民主警察の理念が貫かれておるかどうか、こういうことが国民からすれば、あるいは住民からすれば、警察官の業務態度として監察をしてもらいたいところなんです。それは住民の代表である国家公安委員会あるいは地方の都道府県公安委員会が監察してこそ、これはほんとうの意味の国民なり住民なりの声といふものによつて監察し、批判するといふことが可能なんです。ですから監察制度といふものを強化したいというなら、公安委員会の権限あるいは公安委員会の機構そのものを強化して、都道府県公安委員会の責任のもとに警察官の業務状態といふものを監察するといふ点を強化すべきじゃないか。警察庁が地方公務員である一般警察官までも監察しなければならぬ線を強化するといふことは、監察そのものからいって筋違いじゃないか、こう思うのです。

○政府委員(石井榮三君) お説の通りであります。都道府県の警察がいかにゆる民主警察の実を上げておるかどうかというその実態を調査したものでありまして、それがもしあつて警察運営がなされていくというならば、それに対して是正すべく注意を喚起するといふようなことになるのでございまして、御説の通り、都道府県の実際の警察運営が、いわゆる民主警察の実を上げていくかどうかという点等も、当然実態調査の場合の対象になるかと思ひます。

○加瀬完君 それならば都道府県公安委員会の権限を強化するなり、機構を強化するといふ方法がとられるべきなんです。警察庁の機構を強化することによつて、あるいは警察庁の権限を明文化することによつてその目的を達していくといふのは筋違いじゃないかと、こういう私は疑問を持つわけであります。なぜかと申しますと、一体、公安委員会といふものの権限が強化され、本部長の権限といふもの、公安委員会の権限といふもの、公安委員会といふものは、これは住民の代表であるべきはずであるにもかかわらず、公安委員会が代表するはずの住民の意見といふもの、それがどれだけ本部長の意見といふものを左右し、民主警察という形において具体的にどのように住民にほどこされていくかという点は、私はこれは若干反省してみなければならぬ事態に立ち至つてゐるのじゃないかと思ふ。公安委員会といふものがありまして、その公安委員会は住民の意思といふものを真に代表して、警察行政を大きく左右するほどの権限なりといふものの実を上げてゐるとは、少しも現状においては言えないと思ふ。問題は、こういう公安委員会であつて、警察法の精神が確実に行われどるかどうかといふことこそこの監察の焦点であつて、警察庁の権限を強化したつて、それは住民側からすれば、何ぞ民主警察により役立つような監察ができるというには私はほならないと思ふ。こういう疑念を日ごろ感じておられますので、お伺いをいたしてゐるわけなんです。

○久保等君 関連して。この監察官といふものはどういふ職務を日常やつてゐるのですか。一年間の中で、定期的に何か報告書でも作つて、報告をされどといふような形をとつてゐるのですか、どういふふうな日常業務を執行してゐるのですか。

○政府委員(坂井時忠君) 先ほどの御質問の中に、各府県の公安委員会の権限を強化したらいいんじゃないかといふお話ですが、各府県の公安委員会には、各府県の本部長を通じて、その府県の警察事務におけるあらゆることを管理いたしてゐるわけでありまして、従ひまして、必要ならばみずから、あるいはまた本部長を通じていろいろのことやれるわけにございまして、別にこれを強化する必要はないかと思つております。警察法の現行の第十六条の二項に「警察庁長官は、並びに警察庁の所掌事務については、都道府県警察を指揮監督する」といふ条文がございまして、すなわち、警察庁長官は各府県の警察を指揮監督するのでございまして。指揮監督する内容は、先ほど申しました第五條の第二項に列挙してある事項についてでございまして、従ひまして、その関係の仕事につきましましては、各府県の警察を指揮監督するのでありますから、その指揮監督の中には、当然監察も含まなければならぬといふのが私たちの解釈なんです。従つて各都道府県の警察を指揮監督するといふのは、各都道府県の公安委員会の管理下にある警察であります。その意味では各府県の公安委員会が警察庁長官の指揮監督に服する、こういうことにならうかと存じます。

それから、あとの御質問でございしますが、監察官はいつもどういふ仕事をしておるかといふお尋ねでございしますが、いろいろの事故が起りましたときに随時に参りますと同時に、計画的に各府県を視察して歩きまわつて、各府県の実情を熟知すると同時に、各府県からのいろいろの中央に対する要望事項等も相談相手となつて承つておる次第であります。

○久保等君 特別な何か報告書といふたよりなものを定期的に出すようなことはやつておられるのですか。

○政府委員(坂井時忠君) 別に監察官あてのそういう定期的な報告はございしません。

○加瀬完君 あなたの今の御説明で、確かに第三章警察法の十六條には、警察庁の所掌事務について、都道府県警察を警察庁長官は指揮監督するといふ条項があります。しかしそれは、四十七條の二項、「監視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどる」とあるいは四十八條の二項の監視総監や道府県本部長は「都警察及び道府県警察の所屬の警察職員を指揮監督する」、こういう

ことと競合してくるわけですね。それで、この現行法が提案されたときの説明では、直接に警察庁は都道府県警察の職員の監督に当るといふことではないのだと、それはあくまでも本部長を通じて、あるいは国家公安委員会は都道府県そのものを少しでもだんだん増していくことになる、これは民主警察というものの線からだんだん薄れてくることになる、こういうことを心配するのです。質問をしているのはその点なんです。

府県公安委員会を通じて行ひのたといふことが繰り返されて説明されておるわけです。今、私の質問をいたしておりますのは、警察庁だけの考えからすれば、警察能率を上げるために、監察官という制度を強化するということは筋が立つかもしれないと、しかし何を監察するのだということになれば、この警察法の精神は、あくまでも警察法の目的である、警察官が住民にどう奉仕をしているか、あるいは民主警察の実態というものがどう具現されておるか、憲法で守られているわれわれのおる次第でございます。

諸権利が、どう警察官によつて擁護されておるか、こゝいうことを監察してもらわなければ、監察してもらう方も大きな迷惑なんです。そうするためには、むしろ公安委員会というものに権限を持たしたり、あるいは公安委員会の組織というものを強化したりする方が、ほんとうの意味の国民の監察というものが、警察官に対して行われることになるのじゃないか。そういう方法をとらないで、警察庁の権限だけを強化して、一般の地方公務員である一般警察までも監察するということをこゝで明文化するというのは、ちよつと国民の側からすればおかしい、またそういう権限はないはずだ。本部長を監督し、あるいは国家公安委員会を通じて都道府県公安委員会を監督することによつて、実際は実効を上げることができるのじゃないか。それを警察庁の権

○加瀬完君 それでは具体的に伺いますが警察法の中で、一つの精神的な資格をなしておるものに、警察の中立性ということがある。ところが、われわれの地域におきましては、私は社会党の所屬でございますが、社会党や社会党系の演説会や集会がありますと、必ず私服が二名ないし三名入つて情勢を見取っております。あるいは集まつた者にいろいろまあ個別調査の形で聞いている事実もございます。あるいはまた、どういふ内容で集まつたかと、どういふ話し合いが持たれたのかということを探っている事実もあります。こゝいうことは、自民党の集会にも行われてゐるなら、これはわれわれがこゝで問題にすることはありませんが、ある政党とかある団体ということだけに對してこゝいうふうなことをいろいろとやられるということでは、われわれ

れは中立性をはなだ疑う、こういうことをこそ監察をしてもらいたいのです。公安委員会がこういう警察官というものに対して厳しい批判というものを加へ、改革というものをしてもいいと思います。ところが、こういうことを伺

も考えられておらなくて、警察庁が監察をやるなら何を監察するのです。こういうことをやれということを脅励するのか、こういうことすら言いたくなる。ということは、あなたがいらつしゃったかどうか知りませんが、長官や山口さんはいらつしゃったのでございますが、警察法が論議されましたときに、特別警備教育ということが行われているという事実が問題になった。特別警備教育というのは何だといったら、他人の住居に侵入する方法、縮まっているのかぎのあけ方とか、封筒のあけ方と、

こういうものが具体的に教えられているということがあるが、一体どうしたことでろうという話し合いが出されたことがある。警察庁はそういう事実はないと、その当時の方々は責任をもってお答えになられた、われわれもそう信じたい。その中には、さらにそのときには、警察の協力者という者を作らなければならぬ。特に常時協力者という者を作って、これと共同して特別警備というものを行うのだということが、具体的に教育の指導として行われているというようなことも話し合いに出された。けれども、そういうことはわれわれは信じたくなかった。しかし、いろいろの学生スパイ事件とか何とかいう形で現われてきたものは、遺憾ながら、警察庁がいか言明をするにもかかわらず、この警備教育というものが行われているのではないか、特別警

備教育というものが行われているのではないか、そういう組織があるのではないかということに対して疑いを持たざるを得ないような事態になっている。こういう点を国民の前から払拭する意味からも、私は住民の意思ということも

のを、ただけ尊重して警察行政が行われているのだ、われわれは中立性なり、あるいは憲法に保障される諸権利なり、こゝういふものの擁護にこれだけ骨を折っているのだ、その具現に対してこれだけ皆さんの意見を聞いているじゃないかという実際の警察のサービスの態度というものを私は打ち出していたのだきたい。それには公安委員会の機能というものをもっと高めてもらわなければ困ると思っている。ところが、それらには触れないで、監察々々という。しかも本部監察ばかり強化しておりま

す。本部監察はかり強化したときには、
 一体どうなるか。

今度は話が飛びますが、いろいろ前に問題になりました交通の取締りなんかの問題でも、自治警のときにやはり問題が出た。風俗とか防犯とか交通等、住民に密着した警察事務というのは、これは自治警の方がはるかに効率は上っている。もしこれが新しい改正による警察に変わった場合には、その地域の住民のこういった利益というのが薄められてくるのではないか。今までの自治警の持っているようないい面というものがなくなってくるのではないかという質問があった。そういうことはないというふうにあなた方はお答えになった。しかし、事実は先ほど、どなたかの質問にもありましたように、地域の交番がなくなり、地域の駐在所がなくなり、パトロール・カー

ができる。東京のように密集地帯ならばパトロール・カーも効を奏するかも知れませんが、町村合併をして、何平方キロという広い所に、パトロール・カーの通れない道もたくさんある所に、パトロール・カーを回しても、一週間に

に何回パトロール・カーが回つてき
す。これは少くとも、自治警のとき聞
題になった住民に密着するところの警
察のサービスというものからすれば、
だんだん住民が置き去りにされてくる
という傾向が現われていると言わざる
を得ないと思う。こういうことを問題
にしないで、警察庁の事務能力を上げ
るようなところにばかり監察制度を強
化するということはおかしいと、こう
思うんです。いかがですか。

○政府委員(石井榮三君) 都道府県警
察は、それぞれの公安委員会の管理の

もとに、当該本部長が、警察の全面的な運営に責任を持って當っているわけでございますして、本部長は、必要に応じて、独自の監察はすでに十分やっておるのでございます。警察庁が、今回、監察ということを法文上明記しようとしたしますのは、先ほどもお答えいたしましたように、何も事新しく権限を中央で持とうというのではなくして、現在の法律におきましても、成文法の上には現われておりませんが、監察というものは、所掌事務の円滑なる遂行の前提として、当然実態を把握するものという意味においての監察は法的に許されておるものと、かく解しておるのでございまして、新しい権限を中央が持とうという意味で、法文上監察という表現を用いようとするものでないことは、先ほどもお答えした通りであります。なお、警察が政治的中立でなければ

ればならぬという点は、もちろん申すまでもないことではございまして、そうした点がかりにありとするならば、監察の機会等に、そういう実情がわかりましたならば、そういうことこの是正には十分努めて参りたい、かように考へております。なお、都道府県警察になりましてから、住民に対するサービスが、それ以前の自治体警察当時に比べて悪くなつておるのではないかと、御指摘でございまして、都道府県警察は、都道府県住民の公僕として、都道府県住民に奉仕する警察として最善を尽しておると思つてございまして、いろいろその土地々々の実情によりまして、あるいは十分でない点がありまして、あるいは十分でない点がありまして、今後そういう点は十分努めて是正して参りますように、第一線の諸君に注意を喚起したいと思つております。パトロール・カー等につきましても、何も画一的に、都市もいなかも同じように配分をしようというふうなことは考へておりません。実情に即して、最も効率的に役立つ所に配分をいたすというふうにしたいと思つてございまして、どこまでも当該都道府県の住民のための警察、住民に奉仕する警察でなければならぬことはもとよりでございますので、それぞれの府県の実情に即して、実情に合致した警察の運営を行はしめるように、今後とも十分注意して参りたいと思つております。

○加瀬完君 私は、何も自治警があのままの姿で残つた方がいいという意見だけを固執するんじゃない。しかし住民の側からすればいろいろ問題があつたけれども、これなら自治警の方がよかつたんじゃないか、住民にサービスしてくれるという点においては自治警の方がよかつたんじゃないか、こういう実感が多くの民衆たちによつて語られておるという事も事実である。たとえば、防犯の問題でも、交通取締りの問題でも、地域の犯罪とか、あるいは地域犯罪の検挙とか、地域住民への奉仕という点になりますと、どうも、この府県でも中心に、警察署のあるような所に人員を集中してしまつて、僻地の地に警察官を散在して置くという方法をこのごろとらなくなつてしまつた。こういうやり方は、少くとも、自治警のときには文句はつけられつた。私のところの駐在所を廃止してしまつては困るんじゃないか。ところが今は町村会の決議がありまして、要望がありまして、それすらも實際にはいられない、一方的に警察行政という立場だけでも行われ。住民の要望というものの線でもマツさせるかというのでは、むしろ形だけの府県警察というのでは意味をなさぬ。国家警察なら国家警察で、給与も何も全部国で持つというなら話はわかるけれども、住民は警察官の給与だけを負担している。ところが直接に自治警のようなサービスにはさつぱりその恩恵に浴さない、これでは困る。こういうのはずいぶんたじやないかという点も、あの当時の経過を考へて、もう一回聞き直したいんです。一体、府県警察というものを主体にして、自治警のときよりも住民へのサービスをさらにこういう点で心がけておるんだという事実がございまして、この点はいかがですか。

○政府委員(坂井時忠君) 府県警察に参りまして、われわれとしましては、御指摘のような民主化の線に努力をいたしておる次第でございまして。犯罪もだんだん広域化しますし、そういう意味におきましては、犯罪の取締り、また交通面につきましても、交通取締りというのはいくらも広域的な取締規制に移行せざるを得ないと思つてございまして、そういう面も、府県警察になりましてから円滑にいつておると思つてございまして。ただ、御意見でありましたように、われわれが満点を取つておるとは自負してないのでもございまして、今後さらに警察官の教養も徹底させ、また巡警のやり方等につきましても、改善するところは改善を加へまして、御趣旨のようなりつぱな府県警察に育て上げたい、こういうふうに考へておる次第でございまして。

○加瀬完君 中立性が守られておるかどうかが重要な点です。さつき私が事実をあげて申し上げました点についてお答えをいたしたかと思つて、もつと極端な例を出すなら、某政党の前の立候補者について、警察官が何名か付き添つて、遠くの方から望遠レンズで写真をとつて、その一緒に演説に同行しておつた者のあとを尾行して選挙違反を摘発している、こういう事実もあつた。こういうことが、自治警なら、これは住民が度を過ぎしているというやり方には不適切でない。ところが、警察になつたがために、こういうことが不問のうちに経過している。それで、疑うならば、監察制度というものは、そういう意味の特別警備だけに拍車をかけるような監察制度をやられては、これは住民は全く何のための警察だと言いたくなるんです。そういうことがないというところは言えないと思つて。監察制度はどういう点を監察するかという点で、それはわれわれの方はさらに伺わなければならぬ点ですが、中立性が守られているか、住民にサービスしているか、あなた方はこういうことを中心に警察官の監察をしようと思つておらないか。警察庁で考へておる警察の業務というものは、どのような効率を上げておるかという点だけからしか監察が進められないとすれば、住民に対する人権侵害に類する事柄というものは案外不問に付されていく。またそういうものが知らずのうちに防犯されるような雰囲気、監察制度によつて高められるということでは大ごとですから、その点を伺うんです。満点ではなくても、成績がいいということが言われますか。この委員会では、一体何回、警察の人権侵害あるいは人権侵害に類することが問題になつたか、しかもそれは警察法制定当時に非常に論議になつた点なんです。少くも反省に立たれていないか。自治警というもののから都道府県の警察というものの形を變えてきて、自治警のいい意味の面というものがなくなつてくるというところは、これは私は現在の首脳部の責任だと思つて。能率も上るし、しかも警察法の精神そのものも高揚されているというところでなければ意味がないと思つて。こういう点は、私は警察法の改正というものが行われるならば、そういう反省のものが立つて、内容も、住民の側に立つた利益が守られるという形で、もう少し考慮を払つていただきたいと思つて。そういう点、監察制度と結びつけてお考えになつたとき、どういふことになりま

か。○政府委員(坂井時忠君) 監察の重点は、警察の新しい理念と申しますか、二十三年以来の新しい警察の理念である民主化あるいは能率化、あるいは政治的な中立というものの確保、そういう点に監察の重点をわれわれは向けていかなければならぬというふうに考へておるわけでありまして、御指摘のようにな、民主化や政治的な中立は全然考へてないだらうと考へてかられると、どうも参つちまうのでありますが、われわれとしましては、そういう点こそやはり監察の対象となつていくのではないかと、現に、京都の五番町事件、その他国会等で論議があつた際にも、そういう反民主的な点がないかどうか、そういう点につきまして、實地にいろいろ監察をいたしたわけでありまして、そういう、現実に今やつておりますことを明文化しようという気持ちにほかならないことを御了承願いたいと思つております。

○加瀬完君 そうすると、監察制度では、今言つたような国民の利益とか、あるいは警察の中立性とか、こういうものが十分に監察される対象になるのだ、むしろ対象の主たるものはそういう点だということになりますか。

○政府委員(坂井時忠君) さつきも申しましたように、民主化の点と、それから警察の能率化の点と、それから政治的な中立の点、いずれも私は警察として大事な点であると思つて。そういう点につきまして、御指摘のようことをはつきりお答えいたしたいと思つて。

○加瀬完君 それならば、そういう権限が十二分に行われるように、都道府県公安委員会なり、都道府県の本部機構の中に、そういうものが行い得るような財政的措置、行政的措置を講じた方がよいではないですか。数少ない監察官で全体を監察するということがなったら、どうしてもそれは条件的なものになりますし、ある項目的なものになりますよ。そんな、一般の国民や住民の意思と、どういふふうな警察官がマッチしているかというのを監察しようとしたってできない相談です。こんなことは。

○政府委員(坂井時忠君) 各府県では、もちろんそういう点を監察としてやっておるわけでございますけれども、われわれ警察庁というものは、国家公安委員会という民主的な機関の管理下にあるわけでありまして、中央がやることは、そういう民主的なことはやらぬ、あるいは政治的な中立はやらぬと、こういうふうな御解釈いただくことはまことに困るわけでありまして、われわれも、民主化、能率化、政治的な中立化ということも理念といたしました国家公安委員会の管理下にあるわけでありまして、そういう点につきましては、各府県と歩調を合せまして、りっぱな警察を育て上げていきたい、こういう考えにはかならないのでございませう。

○加瀬完君 私は、警察庁の方々が政治的なへんばなことをやるといふ前提のもとに質問をしているわけじゃないのですよ。あなたの方の考え方としては、あなたの方の立場では、この法文化するということも筋がわからないわけじゃない。しかし、こういう目的を達

成させるためには、むしろそれならば、都道府県の公安委員会というものの権限や、あるいは都道府県の警察というものにもっと、国民の警察、県民の警察としての監察制度というものを明確化した方がよいじゃないかということも申し上げておる。それは、あまりにも国民や住民の利益に反する行為が警察の中に多いから、そういう国民に密着する警察官のおる地域において、住民の代表である公安委員会というものがもつ機能を発揮すべきだ、こういう立場で何っておるわけですか。しかし、これはもうそれでけつこうです。あとはまあ十分用心をしてもいいと思います。

○白木義一郎君 神風タクシーのことですが、いろいろ、ノルマの点だとか経営の合理化、そういうものは大いに研究していかなければならないだろうと思ひますけれども、こうやって話している間に、調査によりまして、一時間一人ずつ死んでいく、五分ごとに一人死んでいく、十秒ごとに千円の損害が起きている、こういうことは、ちょうど殺人事件が一時間に一人ずつ起きていると同じことで、矢野のようないびつな点を持った強盗が一時間ごとに発射して一人ずつ国民を殺しているというふうな点から考えれば、非常に大きな問題で、いろいろな施策を講じなければならぬと思ひますけれども、神風タクシーの防止の一つの方法として、自動車の機械の面から速力を制限するということを考えておられるでしょうか、どうでしょうか。というのは、自動車に乗ってみると、どうしても走ってみたい。これはもう人間の本能であり、またタクシーを利用する

の方の面からいっても、スピードという点から考えればやむを得ないわけであつて、そのスピード違反の事故というものは非常にパーセンテージが高い。いづれ、経営方針だとか、いろいろな点はこれから論議されて改まっていくことと思ひますが、それまでに、少くとも営業車のアクセルというのですか、あれで制限速度で押えてしまふというふうなことも必要がないかどうか、ちょっとお伺ひしたい。

○政府委員(山口喜雄君) 自動車のいわゆる経済速度と申しますか、そういうものがあると思ひます。車によつて若干違つておりますが、今日までのところでは、経済速力を下げるというよりも、むしろ徐々に経済速力が上つていくというふうな自動車の製造の姿であらう、こういうふうな考えておられます。私も同じく思ひます。車の製造について、車の性能を改善していくという面につきましては、特別の意見も申し述べておりませんが、お話の趣旨は、スピード違反とか、スピードが出過ぎるような場合に、それが明らかになり、必要な取締りなり、警告がでるようになるということによつても、私は解決し得るじゃないか、こういうふうに考えております。そういうふうな機械といひますか、装備というふうなものについて、現在いろいろと研究がされておるといふことは存じておりますが、機械的に自動車のスピードを押えるような方向に車の製造をすべきであるかどうかというふうな問題については、ちょっと私からお答えいたしますのはなかなかむずかしいような状況であります。こういうことでございませう。

○白木義一郎君 その自動車自体を改造する、これから生産される自動車を改造するということは、また別問題で、現在ある自動車を走らなくする、とりあえず、一時間に一人ずつ殺人が起きているわけですから、善意悪意にかかわらず大問題だと思ひます。そういう点について研究していただきたい、この点についてですが、自分で乗ってみると、踏めばいくらでも走るのですから、走れば気が持たないわけですか。ちょっと交番がなかったり警察官がいなくて、走ってみたいというふうなあれが、自分で乗ってみると非常に強いわけですが、それは、国会の運転手も、固定給がはつきりしてありますし、身分も保障されていて、何も早く走る必要がないのですが、やっぱり走るんですね。そういう点から言つて、いろいろな面は大いに研究していかなければならないと同時に、現在起きている事件を未然に防ぐには、論議している間に何人かどんどん死んでいくわけですから、これを防ぐには、どうしても一時機械の方で押えてしまつて、それから賃金の問題、労働時間の問題、経営の合理化という点について、あとでぐずぐず言わないようにゆつくり論議してもいいじゃないかと思ひますが、そういう点どうでしょう。

○政府委員(山口喜雄君) 技術的にそういうことは必ずしも不可能ではないと思ひますが、私、その点専門的な知識を持ち合わせておりませんので、お答えを差し控えたと思ひます。ただ、先ほど言いましたように、一つの方法としては、ある一定のスピード以上出せば、それが直ちに外のだから見てもわかるという状況におくことによつ

てスピードを出し過ぎるのを取り締まる、これならば相当簡単と申しますか、簡単にやり得るのではないかと、この研究をしておる面があることは、私承知をいたしております。今考えておりますのは、御意見のような点もありませんが、そういう機械的な面において、スピードがある一定以上出るのを押えるということもございませうが、むしろ、タクシーの営業の実態に照れてそれとして解決をしていくという方法で考えております。

○白木義一郎君 もちろん、そういうことはぜひやつていかなければならぬ問題でしるけれども、その運転手の本質でしるね、本質を何らかの方法によつて防止していくという点について、この問題について研究していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、今、加瀬委員からお話があつた監察のことについてですけれども、これは警察官もわれわれも同じようですが、極端に言えば警察官のノルマが課されておる。そのノルマというものは、成績を上げなければいけない。成績を上げるには犯罪をより以上摘発していかなければならぬというふうなものが、これが優秀な警察官になるように思ひます。その点、われわれの立場から考えますと、警察官というものは、どうしても成績を上げるためには白を黒にしなければならぬ。一つの事件を捜査することにおいて、犯人を逮捕することに於いて非常に陰に被害が大きいというところ、これは自動車と違つて、警察官の体験を得た人でないとわからぬと思うのですが、そういうことで皆さん方いろいろの履歴を持っていられしやうで

しょうが、その本質的な問題から取り締まっていた。これは私の願望なんです。どうもありがとうございます。

○加瀬完君 次に、移動警察に関する職権ですね、今度、移動警察に関する職権の幅が拡がるわけですが、内容はどのようなことになりますか。

○政府委員(坂井時忠君) 御指摘の移動警察に関する改正の条項でございますが、第一の改正は、「協議により定められた」とありますのを「協議して定められた」というふうに変更いたしました。これは大した改正ではございませんが、地域、その他事務の各府県の引き継ぎとか何とかそういうことを協議して定めることがありますので、そういうふうな文句に改めたただけでございます。

それから、第二は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる道路であつて、交通の円滑と危険の防止のため必要があると認められた場合には、移動警察と同じように、甲の府県の警察官が乙の府県に行く、乙の府県の警察官が甲の区域のところに行つて職権を行うことができるようにしよう、こういうことであるのでございます。従来は、交通機関というのに限られておりまして、自動車であるとか電車であるとかだけしか移動警察がでなかつたのでございまして、御承知のように、一例をあげますと、関門トンネルができて、福岡と山口の一貫した道路ができたわけでありまして、あれが原境はどこであるかということも、よく調べてみればわかるかと思ひますが、なかなか県当局もよくわからぬというところもありまして、また経済的の要求か

らいいまして、あの関門トンネルのまん中辺で区切つて交通規制をやるというところもどうか。そうすれば、山口と福岡と両方が話し合ひをしまして、お互いに、トンネルを出てからどこまでになりますか、これは政令で定めることになりまして、白バイを走らせて交通の取締りをやる、こういうことにしたいという考えでございます。

関門トンネルが一つの例でございますが、これから道路がだんだん整備されてきますと、高速道路あるいは一級国道の舗装なんか外国並みに整備されて参りますという、県境というものが経済的な観点からいいますとだんだん意味がなくなつてくる、そういうところにおきましては、各府県にまたがる自動車とその県境を通過してどうも交通をするわけでありまして、その場合には、やはり県の間で話し合ひがまゝまれば、お互いにある限られた地域につきましても白バイが活動できるようにしたい、こういうことでございます。

○加瀬完君 現在も都道府県公安委員会が協議をして、今御設例にあつたような問題は解決ができる筋道になつてゐるわけですね。現在の通りでは非常に支障をきたすという点は、どういふことなんですか。

○政府委員(坂井時忠君) 現在におきましては、交通機関だけの移動警察でございますので、そういう道路そのものについてのもう一つのものをやりたい、こういうことでございます。

○加瀬完君 公安委員会の話し合ひにおいてできないのですか、現行法規では。

○政府委員(坂井時忠君) お互いに応援要請をすればできるわけでありまして、その応援要請をこういう形でつきりきめた方がむしろ受当ではなからうかというところで、こうしたわけでございます。

○加瀬完君 とにかくこの警察法によりまして、都道府県に都道府県警察を置く、はつきりと地域が指定されていくわけですね。だから都道府県単位の自治警察だとなつた方は御説明をなさつて今までできておつたわけですね。それならば、地域の必要があるならば、隣接地域の公安委員会同士が話し合ひをして、今言ったように実効を上げるように努めるといふのが私は警察法の建前だと思ふのです。警察庁で考へて、大体一級国道が縦貫するならば、これは一つの警察の機動力というものが効果があるから、そういうふうにしていふといふたよりなことは、これは少しこの警察法の精神からいへばおかしいじゃないか、そういう要求は地方の公安委員会から盛り上つてきた、そこで国家公安委員会なりで考へてしかるべきものだ。そんな非常な必要さといふものも現状においてある程度問題が解決されている状態において、何か非常に都道府県の地域というものの性格というものを国の権力で押しつぶせるようなもの、おののける権限を新しく作り出すというところは賛成しかねるのであります。

○政府委員(坂井時忠君) 先ほど例にとりました関門トンネルを考へてみて、もわかるのであります、あの区域で両県の白バイが交互にある地点におきまして職権行使をするというところは、何も国の権力ということ考へなくて

も、そういうことをした方が便利であれば、そういう便利な制度を設ける方がいいのではないかと、いうふうに考へるのであります。

○加瀬完君 そういうことが現在の法規でもできるでしょう。今の例の場合にも、山口県と福岡県の公安委員会で相談すればできるでしょう。何もここに新しく条文を入れたり、解釈を加えたりする必要はないはずじゃないですか。なぜ、現行でできるその制度というものを尊重して、やれるだけやつてみるという立場をとらないのか。

○政府委員(坂井時忠君) 御指摘の通り、応援要請をすればできるわけでありまして、そのことを規定で書いても差しつかえないではないか、こういうことでございまして。

○加瀬完君 規定で書くとか書かないとかいうことより、都道府県警察といふ存在を尊重するならば、都道府県警察の現行制度で、まずやらせてみるという立場をとるべきじゃないか、その方が都道府県警察が、都道府県警察という意義を貫くことになるのじゃないか、都道府県警察という形の上だけで置いて、きめることは警察庁で全部計画してきめるということでは、公安委員会が警察業務によつて県民にサービスをする、あるいはその本部長が県民の警察行政についてサービスするといふ幅がなくなつちやうじゃないですか。ただ、その上部の命令だけだし、動けないような本部長が出てきたときには、これは住民の垂危を来たすだけだ、そういうことを私はおそれる。

○政府委員(坂井時忠君) 御指摘の通りでございますが、政令で定める区域におけるこれの場合においては、前項の規定によりとありまして、関係都道府県警察がやはり協議をするわけでございます。従ひまして、これからこの地域は警察庁の命令だから、お互いの意思には関係なくパトロールをやり合つと、こういう趣旨になります。その点は御了承いただきたいと思ひます。

○加瀬完君 また交通規制の問題に返りますが、一番初めにちやんと申し上げたのですが、いろいろ交通規則というものをきびしくきめまして、道路と車両の関係というものを何も規制しなくては、交通規制というものは完全にはできないと思ふのです。で、これは運輸省に聞きまして、あるいは建設省に聞きまして、さつぱり、道路は道路の立場から、あるいは車両は車両の立場からばか言つておつて、車両と道路との関係について交通規制をして行こうという考え方が全然感じられない。警察庁では、一体、現状の道路と現状の車両制限というものの間に、犯罪や事故を増してくる原因というものがあつたという御認識はお持ちにならないか、あるいはこれはこれに対する規制ということはお考へにならないか、この点どうでしょう。

○政府委員(山口喜雄君) 交通事故といふものが、道路なりその他自動車の車両の整備、施設というふうなものに關係があることは、お話の通りであります。もちろんこれは、この社会の発達から申しますと、道路もますますよくなるし、車もだんだんとりっぱに改良されて行くというのが望ましいこととは申すまでもありませんけれども、とにかく私どもは、現状において、毎日々々大きな皆さんの交通事故が

起つておるのを、どうやれば、まず問題を少しでも解決できるかという事を考えてみますと、今日の段階において、道路をよくしなければ交通事故は減らないじゃないかというようにことを言うよりも、むしろ今日の円タクの経営の実態というものを、スピードを出して走り回らなければ食つて行けないような、運転手が状況に置かれておるといふところに問題を置かれて、そして社会的なこの問題を解決する、こういう方向に私は行くのが正しい行き方である。今日道路が悪いから交通事故が起るのはいくらも過ぎないか、あるいはいろいろな施設が不十分であるからと言ふよりも、私は、むしろそういうふうな考へておられます。あるいはこの点は、御質問の点にびたりと当てはまらない答をいたしたかと存じますが、一応そう思つておられます。

○加瀬完君 そうではないのです。私の質問は、あなたのような考へで、一応交通規制というものを考へたとしたとしても、道路の幅員なり、あるいは耐久力なりというものと、今度は車両の長さとか、幅とか、重量というものと、何か関係づけられておらないのです。ね。ですから狭い道路、一台のバスが通れば通れないような道路にも平気で車を走らせている。しかし最大限の幅員が二・五メートルとか、員長が何メートルとか、総重量が二十トン、その最高限度を押えて、道路の方の最小限度はさっぱり押えておられないから、非常に資料の中にも、重大事故の三百三十五件の中の百五十三件がバスだといふが、その百五十三件も事故を起したバスは、そのバスの形体からすれば、不適当な道路を平気で使つて、こう

いふものを野放しに認めておいていいかと、こういうことなんです。

○政府委員(山口喜雄君) バスの例が出ましたから、バスに例をとります。御説明申し上げます。いわゆるバスの路線の認可は、これは運輸省がやつております。地方で申し上げますと、陸運局という系統で仕事をやつておられるのであります。今日、バスの交通事故がいろいろ起りますのは、お説のように、道路の幅員に比べて、ばかに幅の広い車が走つておられるといふところに問題があると思ふのであります。この点にわれわれは目をつけまして、三、四年前から、この点は何とかして改善しなければいけないといふことで、今後、バスの路線を新しく認可する場合、あるいは変更するといふ場合には、陸運局側で警察側の意見を聞いた上でやつていただきたいといふことを申し入れをいたしました。行政上の取扱いをいたしまして、今日はバスの路線を認可する場合、あるいは変更を認めるといふような場合には、運輸省は必ず警察側の意見を聞いていただくことになっております。警察側といたしましては、実地に見聞をしまして、その幅員の問題、あるいは橋の問題、それから道路の強弱の問題、そういうようなことを調査をいたしまして、意見をつけて、これはたしか二十日以内に出すことになっております。二十日を過ぎれば、警察側は異議ないものとお認めになつて差しつかえないということにいたしました。できるだけ短い期間内に、警察側の詳細な実地見聞の結果を陸運局の方に差し出して、そして陸運局はこれを御参考になりまして、行政上のお取扱いをして、ということ、そういう点につきまして

て、私はその取扱いが始まる前にでき

ておりますものについては、ちよつとやりにいくのであります。そのあとにつきましては、この点は私も改められたのではないかと、かように考えております。

○加瀬完君 定期のバスはそれでいいけれども、遊覧バスなんかは、ほとんど無制限に無軌道に走つておられる。このセーブといふものはどこでするか、今のお話のワケでは、遊覧バスの運行といふものに対する制限といふものはできないのです。しかし遊覧バスの事故も相当にある。

○政府委員(山口喜雄君) お話のように、一定の路線を走るものについて、いわゆる路線認可といふことをいたしております。あとはいわゆる事業の免許でございます。これはどこでも道路のあるところを走るといふことで、これにつきましては、このバスのいたずらに大型になるという点、これは通産省、あるいは運輸省、あるいは建設省が御相談になつて、そして現状にマッチしないような状況にならないように規制をされて行かなければならない、かように考へております。私も少しもして、もちろん、もちろん、この道路を調べまして、非常に危険な箇所、危険な位置には公示をするなり、あるいは他県から遠距離のバスが参りますから、その県の警察で、これは危ない、あるいはこれは今は交通途絶になっている、交通が禁止になっているといふようなことを、その隣県に連絡をするように、各県相互の間に協力をしてやつておられる状況であります。

○鈴木壽君 実は今度の警察法の改正案について、どうも私も不安なところがあるのです。これはだんだん話を聞いておきますと、なるほどと思ふこともございますけれども、全般的に言つて、どうも不安だといふような気が持

が、正直言つてあります。法案の条文そのものも、まことにどうも頼りがな

いといふ感じが、たとえば最初の「全国的な幹線道路における交通の規制に関する事」とか、あるいは先ほど問題になりました「必要な警察に關すること」とか、こういうことになり

ますと、一体、全国的な幹線道路におけるところの幹線道路といふのは、どういふふうになるかといふことがすぐ考へられる。もちろんこれは政令が何かできるでしよう。先ほどさうい

お話でございます。たとえば閣門下ソネルの例を先ほど申されましたが、これはお話を聞けばなるほどと思ひますが、こういう個所のきめ方等におきましても、政令で、一体どこがどういふふう指定されるのかといふふうなこともわからない。東京都と神奈川との境のどこからどこまでなのか、政令できめて、あなた方不安を与えないようにするといふことでしやうが、一体、政令といふのはときどき勝手に、われわれが知らない間に付属規定をえられておるわけですから、何かそこに心配なところが出てくる。それから必要な警察といふことに關しても、あなた方が今おやりになつておるから、これを明文化することは何も悪いことじやない、こつおつしやるのですが、それはその通りでございます。ただ、今言つたように、現在まで行われておりましたいわゆる警察、今後一

体それではどのような警察が行われるかといふことも、私は必ずしも現在までやつておる以上に出ないという保証はできないと思ひます。そういうところに、私は何かこちらの警察庁の方で、全部地方警察、都道府県の警察までコントロールする権限がだんだん大きくなるのじゃないか。それこそス

テップ・バイ・ステップで、一歩々々法文ができてしまえば、こつおつしやるから、これもできるのだといふことでやらされるのじゃないかといふ不安と言ひます。必要があるわけなんです。そうなりますと、加瀬委員が先ほどからしばしば指摘しましたようなほんとうの意味での自治体警察と言ひますか、あるいは少くとも、地域における精神はさうだといふことでござい

らやっていたにいたっていることは、まず何といっても、警察というものが第一線に出てずつとやっておりますので、その関係で犯罪少年、それから非行少年というのを早期に発見する、こういう作業を第一線の警察にやっていたにいたっております。早期発見いたしましたものを、犯罪少年の場合においては、家庭裁判所送致ということになりました、やるのでありますが、これは罪ばかり作って件数を多くするということを望むものではありませんから、関係の向きと連絡して、たとえば学校との連絡、また内容によりましては、親御さんに、また保護者の方に申し上げて、だんだん子供を改善して行く方向にやっていたにいたっております。それから次に、警察以外のところでは、たとえば教育機関とか、あるいは社会教育機関でいろいろな御心配願わなければなりませんので、それぞれの府県ごとに、よく申して連絡はしておりますけれども、何といっても、ある地域において、どうしても子供が悪くなりがちな地域がございます。そういった面で、警察は何といっても資料が多いものでありますから、その資料をだんだん関係の向きに話されまして、それからその地域全体をよくして行く、これは相当各府県でもやっております。たとえば徳島県で、いろいろな犯罪が多い地域があつて、子供がスボイルされるといふことで、警察が内面的に連絡して、地域婦人会、地域の有識者の活動を願つて、全体の地域の子供をよくしたという、こういう実績も持つておるのであります。それからさらに、警察がやっております事柄は、子供ばかりいじめても話になります。

せん。子供を悪くする犯罪というものがあつたわけでありまして。たとえば子供に悪行をさせず、こつこつたことは、現行法令で犯罪になつておられますので、そういうものを摘発して行く。それから取締りで非常に困難をきたしてありますけれども、わいせつ文書、そういうものが比較的にある。これは国全体としての今後考究すべき課題ではございますけれども、現行法としては、刑法の百七十七条で、またその他の条文でこの問題を捜査いたしました。あるいは映画等から受ける影響をなくして行く、こつこつ活動をしたしておるのであります。そういう活動を通じて、こつこつ第一線機関で、子供並びに子供を取り巻く実態を警察みずから明らかにして、それから関係の向きに資料を提供する、関係の向きはそれに応じて、学校の場合は学校として御尽力願ひ、社会教育の場合は社会教育として御尽力願ひ、府県の民生部なら民生部の方で御協力を願ひ、こつこつ点について、具体的に御心配をいただいております。

またお尋ねがありましたら申し上げますが、中央の問題として、こつこつた問題を総合的に企画し、関係の向きに話し、最終的には、内閣にありますところの、法律に基づく青少年問題協議会という機関を通じて、あるいは立法の問題、あるいは他の役所の行政機関の問題、こつこつた点を御心配願ひて、これも交通問題と同様に、各省とも力をあわせて、この問題を解決をして参りたい、そのためには、何といつても、実情に詳しい警察の最末端活動を、警察庁としてはよく把握いたします。

して、今度は保安局を作つていただきまして、保安局の部局の中で、こつこつた事情をよく把握して、関係の行政機関と連絡を密にして、この大きな問題を改善して参りたい、こつこつ考えを持つておるのであります。

○委員長(小林武治君) それじゃ、きょうは、本案の質疑はさらに次回に続行いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十七分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、警察法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月六日)

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員と地方公務員の恩給通算に関する請願(第九七九号)

第九七九号 昭和三十三年三月三日受理

国家公務員と地方公務員の恩給通算に関する請願

請願者 鳥取市古海四〇 坂田 重九郎

紹介議員 中田 吉雄君

昭和三十一年の第二十四回国会で通過した地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これに関連する法令の規定によつて恩給並びに都道府県の退職一時金の基礎となる在職期間が通算されることとなり、昭和三十三年三月二十日公布の政令によつて即日施行されたのであるが、この恩給の通算制度の実施により今後退職する公務員には当然この制度が適用され、また既に退

職した者については昭和三十一年九月一日以後退職した者に対してのみ適用されることになつてゐる。しかるに国家が戦後の混乱期の特殊事情や大幅な制度の改正などによつて退職年金制度上思いがけない不利益を受けていた人々のために、不均衡救済の措置をとられたにもかかわらず、この適用期日前(昭和三十一年九月前)の退職者がこの通算制度の恩恵に浴することができないといふことは遺憾であるから、すみやかにこのような法令上不均衡不公平な制限規定を撤廃せられたいとの請願。